

調査等請負契約における  
設計変更ガイドライン

平成29年7月

中日本高速道路株式会社

# 目次

1. 策定の背景	P 1
2. 用語の定義	P 2
3. 設計変更に係る規定及び基本思想	P 3
4. 当初発注における留意事項	P 4
5. 工程管理及び履行確認打合せに係る留意事項	P 8
6. 設計打合せにおける留意事項	P 10
7. 設計変更手続きフロー	P 12
8. 設計図書の特検について	P 14
9. 設計変更の対象となるケース	P 16
10. 設計変更の対象とならないケース	P 18
11. 設計変更における留意事項	P 19
12. 入札・契約時の設計図書の特義の解決	P 24
13. 設計照査の実施	P 25
14. 設計・施工技術検討会議（三者会議）への協力について	P 25
15. 調査等請負契約書（抜粋）	P 26
16. 調査等共通仕様書（抜粋）	P 29

## 【巻末資料】

- ① 設計実施上の確認事項（設計図書の点検項目） P 32
- ② 調査等特記仕様書標準例 P 40

# 1. 策定の背景

## 1. 1 調査等業務の特徴

調査等業務は、地形・地質・環境等の自然条件及び地元・関係機関との協議等を考慮の上、安全性・経済性を追求し最適な高速道路を構築するために行う調査・設計業務である。

業務実施にあたっては、基本的な業務の方針は発注者が示し、受注者が技術力を駆使し行うものであり、発注者と受注者の協働により高品質な成果品を作成することができる。よって、適正な業務履行を確保するためには発注者の適切で遅滞のない条件提示・業務指示が求められるものである。

## 1. 2 現状の業務執行における課題

現状の業務履行においては、協議未了に伴う設計条件提示の遅れ、条件変更に伴う検討業務の追加や契約内容の変更、発注熟度未了に伴う設計数量の変更、設計打ち合わせの大幅な回数増加、履行期間延期などが発生している。

これらの契約内容の変更について「検討は契約の範囲内」や「変更上限額の規制」など、一部の業務において発注者の不適切な運用により適正な契約変更がなされていないものもあり、設計変更の取扱いに課題を抱えているところである。

## 1. 3 適切な設計変更

「公共工事の品質確保の促進に関する法律」第3条「基本理念」に「公共工事の品質確保に当たっては、公共工事における請負契約の当事者が各々の対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するように配慮されなければならない」と示されており、この理念に準拠し、より良い社会資本の整備のために、発注者・受注者それぞれの役割分担を適切に行ったうえで、設計変更内容についても両者が合意し契約を締結することが不可欠である。

## 1. 4 ガイドライン策定の目的

設計変更、並びにそれ以外の業務の円滑化を図るために、発注者と受注者の双方が、設計変更対象の適否判断、手続きの流れ、留意点等について十分理解しておく必要がある。

従って、これらについて受発注者間の共通認識とするために本ガイドラインを策定した。

## 2. 用語の定義

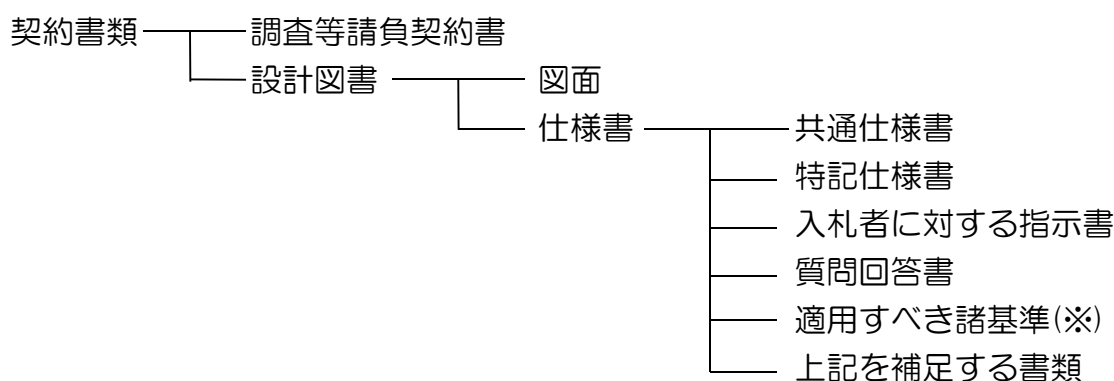
### 2. 1 設計変更の定義

本ガイドラインにおける「設計変更」とは、調査等共通仕様書に基づき受注者に対して行う調査等変更指示（契約書第18条及び19条の規定に基づく調査等内容の変更または設計図書の訂正の指示）により、設計図書の変更を行うことをいう。

### 2. 2 契約書類の体系

調査等の請負契約において発注者と受注者を拘束する契約書類の体系は次のとおりである。

（調査等請負契約書第1条）



（※）共通仕様書又は特記仕様書にて定められているもの

### 2. 3 契約書類の用語の定義（調査等共通仕様書 1-4）

契約書類・・・契約書第1条に規定する契約書及び設計図書をいう。

仕様書・・・共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）、入札者に対する指示書、質問回答書及びこれらを補足する書類をいう。

特記仕様書・・・共通仕様書を補足し、調査等の実施に関する明細又は特別な事項を定める書類をいう。また、発注者がその都度提示した変更特記仕様書若しくは追加特記仕様書を含むものとする。

図面・・・入札に際して発注者が交付した設計図及び発注者から変更又は追加された設計図をいう。

## 3. 設計変更に係る規定及び基本思想

### 3. 1 調査等契約事務処理

工事・調査等契約事務処理要領（第10章 契約の変更 10-1 契約変更の範囲）

調査等について、事務処理要領 10-1 契約変更の範囲の規定に基づき追加契約を原契約の変更により処理する場合で、契約変更の累計額が当初の契約金額の50パーセントを超えるときは、現に契約しているものと分離して契約することが著しく困難なものを除き、原則として、別途の契約とするものとする。

また、政府調達に関する協定の対象である契約を変更する場合は、契約変更の累計金額が当初の契約金額の50パーセントを超えてはならない。

### 3. 2 基本思想

公共調達における通念上、当初契約を変更する場合には、当初の契約手続きでもって選定した契約相手方を、そのまま変更契約の相手方とする正当性を維持するため、変更契約の内容、規模等を当初契約との同一性を失わせない程度に制限する必要がある。

つまり、当初契約の目的の範囲内に含まれない内容を追加したり、契約金額が大幅に増加する内容を追加すると、仮にそれらを初めから当初契約に包含して公募競争に付したとした場合に、競争参加を表明した者や入札結果が変わる可能性が生じて、当初契約の契約相手方を変更契約の相手方とする正当性に疑義が生ずる。

この「原契約との同一性を失わせない程度」の変更とは、NEXCO中日本においては契約変更の累計金額が当初契約金額の30%までを目安としており、これを超える場合には原則として別途の契約としなければならない。よって、変更契約により契約変更の累計金額が当初契約額の30%を超えることの無いよう、当初発注時点において、対外協議及び他業務との調整を行い業務内容の検討や条件整備を行うことが重要である。

なお、当然のことであるが、原契約の目的の範囲内に含まれない業務を追加することは、規模とは関係なく許されない。

次に変更契約の規模に係る上限を契約変更の累計金額が当初契約額の50%以内としている「線引き」は政府調達に関する協定の対象である契約を変更する場合を除き、法令等により規制されているものではないため、これを超える変更契約を行ったとしても、直ちにコンプライアンス上の問題が生じるものではない。

よって、NEXCO中日本においては、対原契約比50%を超える変更契約を「原則として」禁止しつつ、現に契約しているものと分離して契約することが著しく困難である場合には、「例外的に」50%を超える変更契約を行うことができるとしている。

このことから、変更契約においては、前述の変更額の上限に係らず、受発注者間において確認された業務内容に対して、適正な額により変更契約を締結する必要がある。

## 4. 当初発注における留意事項

設計変更における規定及び基本思想に基づき、様々な発注に関する諸条件を整理し、適正な契約変更手続きを行う必要があるが、調査等業務は多様な条件変更を伴う場合は少なく、当初発注時に適切な業務数量の設定と適切な条件明示による設計図書が作成されていれば、一般的に大幅な変更を伴うものとはならない。

このため、当初設計における「条件整理等の熟度を如何に高めたか？」に大きく影響するため、留意すべき視点を以下に示す。

### 4. 1 条件明示

条件明示は適正な見積り算定の必須要件であり、履行条件・見積条件を必ず明確に記載しなければならない。よって、履行条件に関し受注者・発注者間の認識に齟齬が生じたり、適正な工程が確保できないこと等から設計成果の品質低下等を招かない対応が必要となる。

#### 【特記仕様書に示す履行条件の視点】

- ① 具体的な履行条件（業務内容）を明記、隣接又は関連する調査等業務及び受注者名を明記、関係機関との協議を明記（協議先、協議内容、協議完了予定時期）、貸与資料の取扱いを明記（貸与予定時期等）、部分引渡し及び部分使用の時期を明記。
- ② 履行条件の明確化に伴い、業務内容の追加変更が生ずる場合の取扱い及び履行期間の変更が生ずる場合の取扱いにおいて責任の所在が明確となり適切な契約変更が行える。
- ③ 明示した履行条件は、最終的な報告書の内容と整合が図れていることが重要であり、設計図書と成果品が異なることのないよう設計変更を行うものとする。

なお、発注者の指示のもと各種検討の結果として成果が異なるものになった場合は、最終の成果の費用だけでなく、最終成果への検討過程に要した費用も設計変更の対象となり、適切に計上することに注意しなければならない。

## 4. 2 積 算

調査等業務の発注に際しては、適切な条件明示はもとより、実施する業務内容と成果を勘案のうえ、適切な業務数量の設定と業務内容に応じた適正な積算が求められる。

業務数量の設定は、後の変更契約における増減額に大きな影響を与えることとなるため、安易な数量計上とせず、類似業務等を参考に適切に設定すること。

また、積算においては、積算基準の適切な運用に努めるものとし、歩掛の低減率や補正係数は特に慎重に判断するとともに必要に応じて作業内容及び類似区分等の特記仕様書に明示することを基本とする。

積算基準にない業務の見積依頼にあたっては、十分な条件明示と適切な見積もり期間を確保し、適正な見積金額等の取得に努めるものとし、適正な積算による、適切な業務成果を得ることに努めなければならない。

なお、積算基準にない歩掛りを採用している業務については、業務量の目安として具体的な数量等の特記仕様書に明示し、発注者の考え（規模・業務量）を示す必要がある。

## 4. 3 現地踏査での留意事項

現地踏査は、調査等共通仕様書において、各業務内容に応じて「〇〇設計に必要な地形、地質、地物等の現地状況、主要構造物の位置、型式及び延長、交差又は付替道水路、用排水系統等の基本的事項を把握するものとする。」等と規定され、業務着手後速やかに実施することとされている。

受注者が行う現地踏査に発注者も同行するなど合同の現地踏査を積極的に行い、現地状況等の把握の他、当該業務の課題及び業務内容について確認を行い、受注者・発注者の双方の認識を共有し、適切な業務進捗の確保と適正な契約変更を確保する。

発注者は、受注者から現地踏査への同行の協議があった場合は、誠意を持って対応するものとし、踏査に伴い確認した事項は、調査等打合せ簿に記録し、受注者・発注者間で相互に確認するものとする。

また、現地踏査により業務内容の追加・変更の必要が確認された場合は、発注者は調査等指示書により業務内容の追加・変更を指示するものとする。

## 4. 4 履行期間の設定

調査等業務の履行期間は、業務内容に応じて現地踏査、計画準備から業務細部、照査及び成果品作成まで、高品質な成果品を取得するために適切な期間を設定する必要がある。特に、適切な照査期間の確保は、業務成果の品質確保を図るうえで重要な要素であり、そのためにも設計期間（設計計算、図面作成、数量計算）を適切に設定し、確実に照査期間を確保しなければならない。

設計等業務は、原則として、協議案件等を全て解決し、業務発注を行うこととする。しかし、多種多様な協議が山積する現状では、一部業務と並行せざるを得ない部分もある。

特記仕様書に業務の着手可能時期を明示するものの、実施においては、**協議未了案件の解決の遅れ、関連業務の引渡時期の遅れが発生**しており、更には履行期間の変更が行われず受注者に短期間での業務集中を余儀なくするなど、適切な作業期間や照査期間が確保されない問題が生じている。

また、工事発注のために一部成果の早期引渡しを求める場合など、契約後に引渡し条件を附す場合もあり、受注者に業務負荷を与えている。

特に、協議等の解決見込み時期の遅れが頻繁に発生しており、履行期間を設定する際の課題として認識するとともに、業務実施においては協議の進捗に応じた適切な履行期間の確保に努めなければならない。

### 【影響を与えた事象と要因】

業務実施において履行期間へ影響を与えるものとして考えられる事例を参考とし今後の発注業務において、十分留意されたい。

事 象 例	要 因
協議未了（方針未決定）	<ul style="list-style-type: none"><li>・河川管理者との流末協議の未了</li><li>・調整池協議の未了（設計方針の調整に時間を要した）</li><li>・用地幅くい未確定箇所の修正設計の実施</li><li>・OV 添架物配置計画の設計条件確定に 1.5 ヶ月要し、履行期間が不足</li><li>・河川の断面が未決定</li><li>・河川協議が進まず IC ランプ橋の線形未確定のため支間割り</li><li>・交差道路条件が確定せず、橋長設定に手戻りが生じた</li></ul>



事 象 例	要 因
検討が遅延	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 関係機関協議が未了で、環境監視内容が未決定</li> <li>• 交差協議の実施が遅れにより、条件決定が大幅に遅れたが、履行期間延期は認められなかった協議遅延</li> <li>• 自治体施工の交差道路等の設計遅延</li> <li>• 測量立入了解が得られず着手が遅延</li> <li>• 開発 IC での関係機関協議の見込み不十分(発注時期不適切)</li> <li>• ボーリング調査の遅れ</li> <li>• 上位機関との協議により履行期間の後半になり、設計方針が大幅に変更となったが、履行期間の延期が行われなかった</li> </ul>
部分引渡し	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 引渡時期を考慮した発注となっていない</li> <li>• 発注工事の関係から4カ月の前倒しを求められた</li> <li>• 仕様書に明示がなく、初回協議で部分引渡しを求められた</li> <li>• 対象工事の発注時期前倒しに伴い、履行期間が不足(工事遅延による現況測量の遅延、道路敷界点の未設置、関係機関協議の未了、業務指示の不備による手戻り等)</li> </ul>
業務内容の齟齬	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 鳥瞰図作成が軟弱地盤検討と入替り、履行期間が短くなった</li> <li>• 受注後に調査ボーリングが発注され調査成果が遅延</li> <li>• 道路橋示方書の改訂時期に当り、改定に伴う形式変更の指示が履行期間満了の1ヶ月前であった</li> <li>• 傾斜地の橋台位置検討に際し地質データが不足しており、追加調査に伴い業務が遅延</li> </ul>

## 5. 工程管理及び履行の確認打合せに係る留意事項

契約業務の適切な工程管理及び業務内容のチェックは、円滑な業務履行と適切な契約変更のためには必須要件である。

しかし、これまでの調査等業務においては、協議未了に伴う条件提示の遅れ等により履行期間へ影響を与える事象が頻繁に発生していること。また、変更指示等の不備に伴い実施した業務の設計変更が行われないこと等の課題が発生している。

このため、これらの課題を解決するために有効と考えられる「計画工程表」と「履行確認」を打合せの都度行うこととし、その留意事項を以下に示す。

### 5. 1 工程管理

適切な工程管理（履行期間の確保）を図るため、関連する業務や関係機関との協議、資料の貸与時期、条件提示時期等の遅れが履行期間を圧迫し、設計期間・照査期間を不足させることがないように発注者が事前に状況・条件提示を行ったうえで、受注者は、対外協議完了予定時期、資料の貸与時期、打合せ時期、設計照査時期等を記載した計画工程表を作成・提出し、双方で計画工程表を確認する。

計画工程表は、設計打合わせの都度、受注者が作成し提出するとともに受発注者間で進捗状況及び懸案事項を確認しながら業務を実施する。

なお、受注者は、計画工程表に基づく設計照査時期に従い、各段階の照査完了後、具体的な照査結果を監督員に提示（赤黄チェック含む）するものとする。

### 5. 2 計画工程表の変更

設計打合せ等において計画工程表に明示した履行条件の変更や、業務内容の変更が生じた場合、その都度受注者は変更計画工程表を監督員に提出し、必要に応じて履行期間の変更について協議を実施する。また、履行条件の変更や、発注者の都合により関連する業務や関係機関との協議、資料の貸与時期、条件提示時期等の遅れが生じ、計画した打合せ回数を増減する必要がある場合、その費用について協議できるものとする。

発注者は適切な履行期間を確保することで設計成果の品質等の確保に努めなければならない。

### 5. 3 マイルストーン管理

マイルストーン管理とは、従来の業務を進めるうえでの課題・解決策の時期的な確認などを設計打合せと合わせて実施することで、個々の作業要素の期限を明確にし、全体作業工程を受注者・発注者間で共有し全体工程を適切に履行することが可能となる。

マイルストーン管理では、契約時に提示した各種条件と当初の作業計画書及び計画工程表に基づき、また、業務の追加や変更指示を行った場合は変更手続きと変更計画工程表等に基づき、適正に業務が履行されているかを点検を行うもので、発注者の条件提示に変更や遅れが生じていないか、受注者の業務進捗に遅れが生じていないか、今後の業務進捗を見据えた上で新たな課題が生じていないか、また、業務の追加変更は適切な手続きがなされているか、といった課題の有無に着眼し管理するものとする。

なお、課題が発見された場合は、必要に応じて契約上の措置を含めた対策を別途講ずるものとする。

## 6. 設計打合せに係る留意事項

業務を適切に履行するためには、業務ステップ毎に行う設計打ち合わせの熟度を高める必要があるが、これまでの調査等業務においては、条件提示の遅延や変更が頻繁に行われるなど、設計打合せに課題を抱えているところである。

計画工程表に基づき、適確な業務履行を図り、適正な実作業期間及び照査期間を確保し、高品質な業務成果を得ることに努めなければならない。

### 【影響を与える事象と要因】

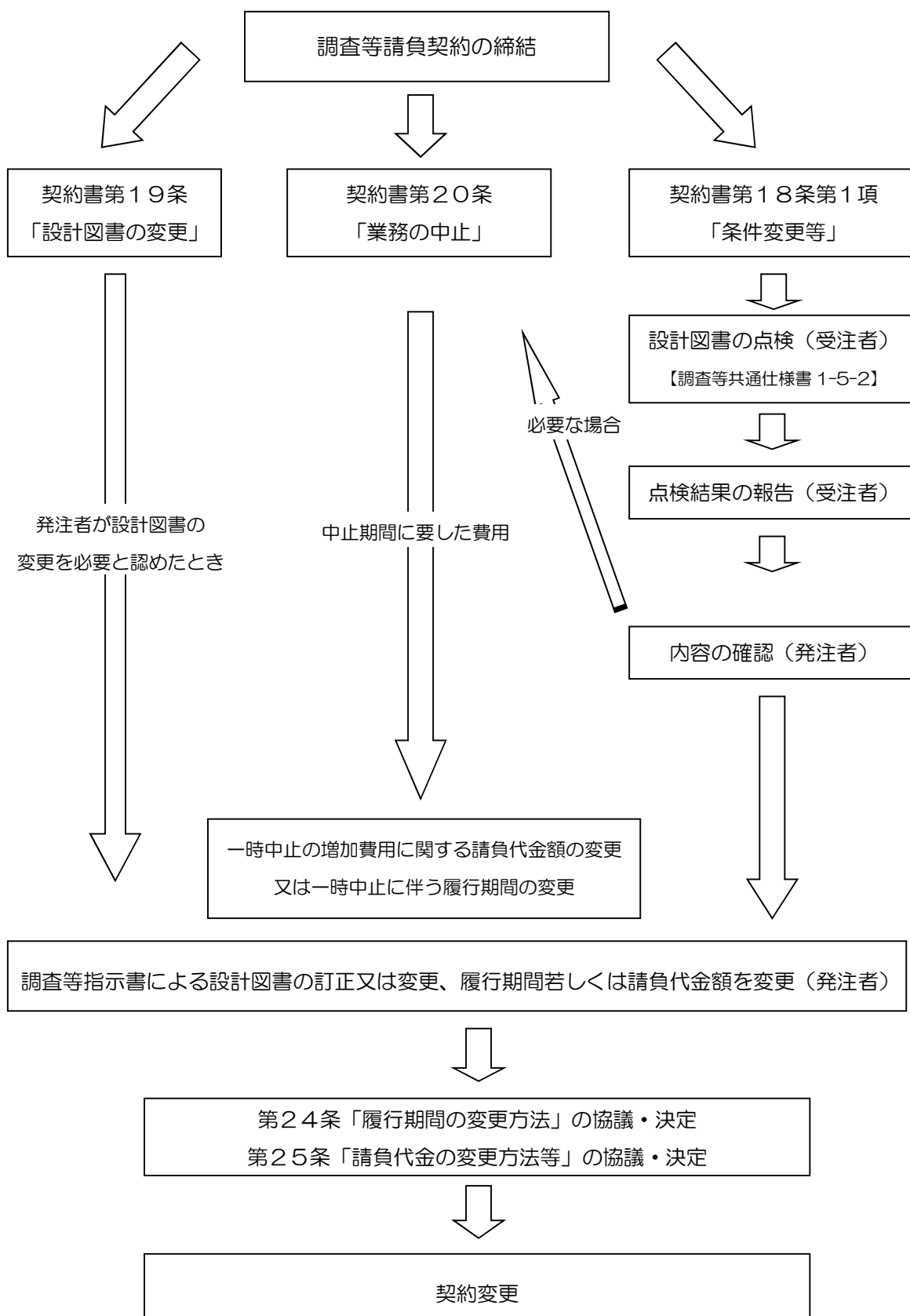
具体的に影響を与える事例を、参考として列記するので、今後の業務履行において、十分留意されたい。

事 象 例	要 因
方針判断の迷い・遅れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高盛土の地震安定性検討を行う予定であったが、数回の打合せ後に取止めとなった</li> <li>・事務所打合せによる内容確認後、支社打合せを行うことで内容確認の遅れや決定方針が変更になった</li> </ul> <p>【対応】</p> <p>関係部署に業務内容の必要性及び方針を事前確認し、適切な業務内容を指示する。また、指示し検討等を行った内容及び打合せ回数の増加に対しては、適切な費用負担を行う。</p>
条件明示が適切な時期にされない	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調整池の設置方針、付替道路の設置方針、TN 坑口位置の変更が明示されず手戻りが生じ、工程が厳しくなった。</li> <li>・路側擁壁の形式、側溝の基礎、付替道路計画、張芝工の範囲など細部事項の変更が多く手戻りが生じ、工程が厳しくなった</li> <li>・建築限界に対する遮音壁の干渉の照査位置、幅員のラウンドの仕方について修正指示が多く、また変更要因が大きく、手戻りが生じて工程が遅れた。</li> </ul> <p>【対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設計打合せにおける計画工程表の確認において、遅延の要因を明確にし、業務履行に必要な費用及び履行期間を確保する。</li> <li>・業務に手戻りが生じないように発注者の技術力を高め、適切な指示を行う。</li> </ul>

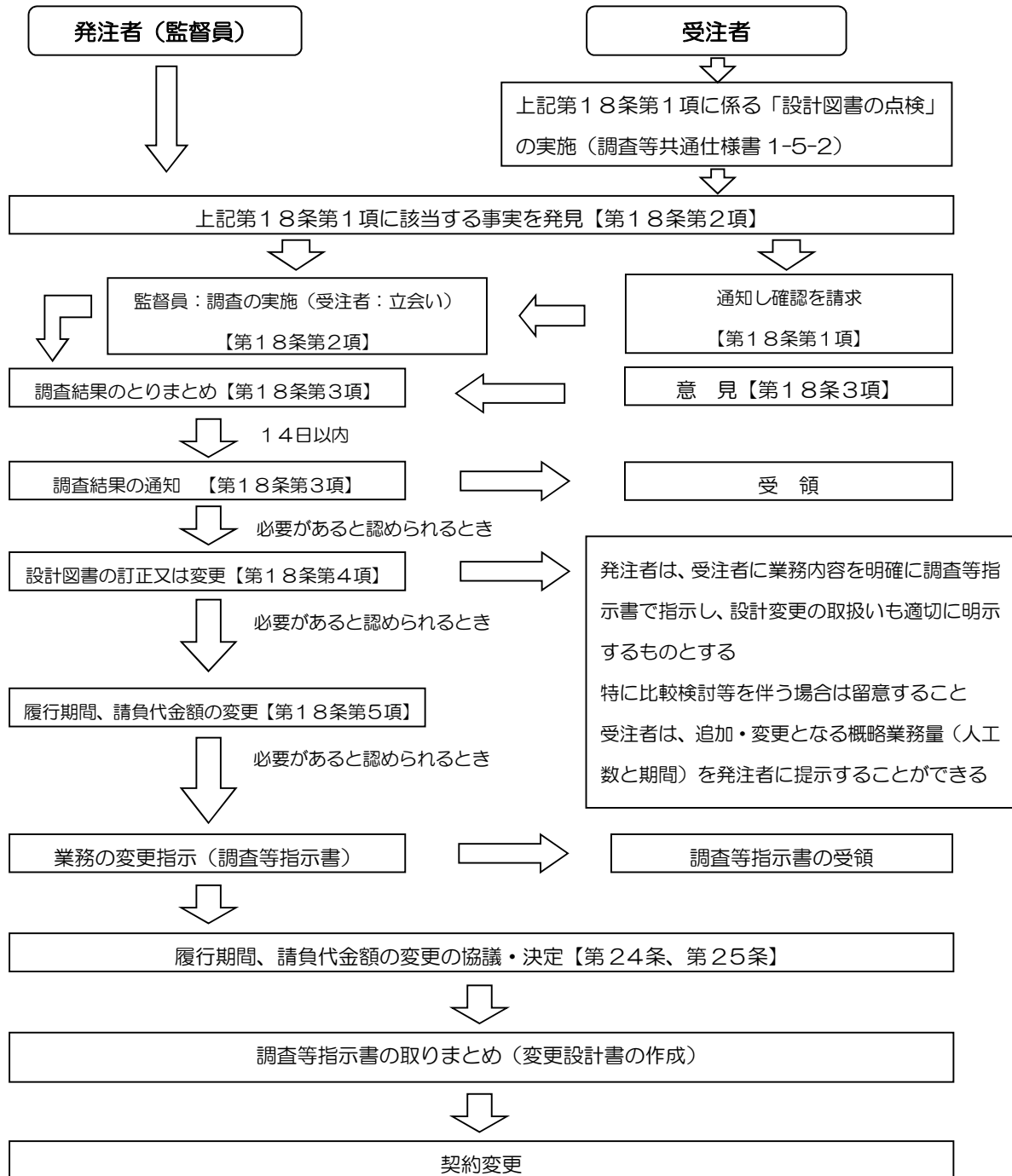
事 象 例	要 因
関連協議の不備	<ul style="list-style-type: none"> <li>•道路のり面と砂防施設の切土のり面の重複箇所における処理方法について、砂防施設関連協議後に道路施設協議が実施され、その中でのり面勾配が変更されたため、手戻り作業となり工程が厳しくなった。</li> <li>•交差協議等の実施時期の遅れにより、交差条件が変更となり、大きく手戻りが生じてしまい、工程が厳しくなった。</li> <li>•関係機関の基準書の解釈を確認して作業を進めていたが、次の協議で解釈が変更され、履行期間終了間際に再度方針変更を指示され工程に著しく影響した。</li> </ul> <hr/> <p>【対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>•関連する協議が複数存在する場合は、協議資料の作成を行い、協議終了後、本設計に着手することとし、別途協議資料の作成費用を計上する。</li> <li>•協議記録を基に、調査等指示簿で変更を指示し必要な費用及び履行期間を確保する。また、受注者の同行を活用した場合は費用を計上する。</li> </ul>
決定者の不在	<ul style="list-style-type: none"> <li>•発注者側の上位者不在のために、打合せ事項が保留となり工程が厳しくなった。</li> </ul> <hr/> <p>【対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>•打合せは原則として課長、工事長等の決定権者が出席する。</li> <li>•不在の場合等は、打合せ事項を報告のうえ迅速に決定し受注者へ伝え、受注者は打合せ記録簿を速やかに作成し提出する。</li> </ul>
設計方針の変更	<ul style="list-style-type: none"> <li>•新形式の構造を提案し、承認を受け詳細設計を実施したが、発注者側の異動・交替により、従来形式に見直すように指示され、大きな手戻りとなり工程に著しく影響した。</li> </ul> <hr/> <p>【対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>•業務履行の経緯を尊重し、安易な変更は行わない。</li> <li>•変更が必要と判断し指示した場合は、必要な費用及び履行期間を確保する。</li> </ul>

## 7. 設計変更手続きフロー

### 7. 1 設計変更の手続き（全般）



## 7. 2 契約書第18条（条件変更等）関係の手続き



## 8. 設計図書の点検について

### 8. 1 設計図書の点検に関する規定

調査等請負契約書及び調査等共通仕様書において、受注者には自らの負担による「設計図書の点検」が義務付けられている。

これは、調査等業務が順次的に精度を向上させ、後の工事発注に必要な設計図書に対応するものであり、各段階において前業務成果に対する点検を実施する必要があるためである。

#### 【調査等請負契約書第18条第1項（条件変更等）】

受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと
- 二 設計図書に誤謬又は脱謬があること
- 三 設計図書の表示が明確でないこと
- 四 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること
- 五 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと

#### 【調査等共通仕様書1-5-2（設計図書の点検）】

受注者は、自らの負担により設計図書の点検を行い、契約書第18条第1項第一号から第五号に該当する事項がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、その確認を受けなければならない。

### 8. 2 設計図書の点検項目

点検項目については発注者が設計図書及び関連報告書・協議記録等により提示すべきものであり、当初打合せにおいて受発注者は全ての事項を明確にしなければならない。

受発注者が業務の実施に先立って明確にするべき項目のうち、受注者が点検する項目は、巻末資料「①設計実施上の確認事項（設計図書の点検項目）」の該当する業種の項目について実施するものとする。

なお、点検項目は必ずしも全ての業務に対して整理されているわけではないので、本資料を参考に業務の内容を勘案するとともに、他の業務については、関連する内容に準じた点検を行うこととする。



### 8. 3 既存設計等の誤りに関する取扱

設計図書の点検において、既存業務の成果品に誤り等があることが発見された場合、受注者は速やかにその事実を発注者に報告しなければならない。

発注者は、既存業務の受注者に対して成果品の欠陥及びその原因について調査を指示し、事実関係の確認を行うものとする。その結果、誤りが先発受注者の責にある場合は、契約書に基づく『瑕疵担保』請求を求めるものとし、速やかに修正させ、修正後の成果品を後発受注者へ提示する。

なお、誤りの原因が発注者の責による場合は、その費用は発注者が負担するものとする。また、先発、後発どちらの受注者に修正させるかは、修正の内容及び効率的な業務の推進等を考慮のうえ、適切に判断するものとし、責任の所在を明確にしないまま費用負担も行わずに、安易に後発業務の受注者に修正を行わせることは、厳に慎まなければならない。

受注者が実施する設計図書の点検は、巻末資料「①設計実施上の確認事項（設計図書の点検項目）」の該当する業種の項目について実施するものとする。

また、設計図書の点検項目の対象業種以外についても、本ガイドラインに準拠できるものであれば、発注者と受注者で協議のうえ、運用できるものとする。

## 9. 設計変更の対象となるケース

・以下のような場合においては、原則として設計変更の対象となる。なお、事例の解釈等については、受発注者間で十分に協議したうえで判断するものとする。

① 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しない場合（契約書第18条第1項 一）

設計図書（図面と仕様書）の相互間に相違がある場合は、特記仕様書、図面、共通仕様書の順に優先すること。（共通仕様書1-4-2）

② 設計図書に誤謬又は脱謬がある場合（契約書第18条1項 二）

設計図書の誤り、設計図書に表示すべきことが表示されていない場合

③ 設計図書の表示が明確でない場合（契約書第18条1項 三）

設計図書の表示が抽象的な表示で、実際の業務の実施に当って判断し得ない場合

④ 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合（契約書第18条第1項 四）

自然的条件には、設計する橋梁の架橋地点の川幅、地すべりにおける地表の形状・変動量・水深・地下水位などがあり、人為的条件には、現地調査のための立入条件や準拠すべき技術基準がある。

⑤ 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じた場合（契約書第18条第1項 五）

特別な状態の発生例としては、自然生態上の貴重種の新発見や新たな施行条件とならざるを得ない地元関係者からの要求等である。

⑥ 発注者が必要があると認め、設計図書の内容を変更する場合（契約書第19条）

原契約の内容を極端に逸脱しなければ、発注者の意思で変更できることを認めたものである。

なお、変更指示に伴い生じた最終の成果とされない途中段階の検討業務についても、検討資料を成果とし設計変更の対象とする。

⑦業務の全部又は一部について監督員が一時中止を指示した場合  
(契約書第20条)

受注者の責に帰することができないものにより業務に損害が生じ若しくは調査現場の状態が変動したため、受注者が調査を実施できないと認められるときは、監督員は「契約書第20条」の規定により業務の全部又は一部を中止させなければならない。

監督員は、業務の全部又は一部を一時中止させた場合において、受注者から中止期間中の増加費用の負担について発注者に協議があり、かつ必要があると認められるときは、増加費用の負担を行う。

【一時中止の増加費用を負担することができる業務】

次に定める理由のうち、受注者の責によらないもの

- (1) 調査個所の立入了解が得られず、業務が出来ない場合
- (2) 設計図書と調査個所の施行条件が相違し、業務の継続が不適當又は不可能となった場合
- (3) 関連する業務の進捗が遅れたため、当該業務の続行が不適當と認めた場合
- (4) 環境問題や地元要望により、当該業務の続行が不適當と認めた場合
- (5) 天災等により調査器具等に損害を生じ若しくは現場の状態が変動したため、業務を継続できなくなった場合
- (6) その他上記と類似する場合

⑧受注者から技術的提案がなされ、監督員が認めた場合 (契約書第21条)

調査及び設計業務において、受注者から技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項提案がなされ、監督員が当該業務の履行において有効と認め、業務の変更・追加を指示した場合。この場合、受注者の提案に必要な検討に要する費用も設計変更の対象とする。

## 10. 設計変更の対象とならないケース

・以下のような場合においては、原則として設計変更できない。なお、事例の解釈等については、受発注者間で十分に協議したうえで判断するものとする。

① 契約書類に条件明示のない事項において、発注者からの「協議」又は「指示」等の通知がなく、受注者が独自に判断して業務を実施した場合。

受注者は、契約書第18条第1項に該当する事項等を発見したときは、その事実が確認できる資料を書面により発注者（監督員）に提出し、確認を求めなければならない。

② 発注者との協議が整う前に業務を実施した場合

契約書第18条第3項の規定により、発注者は調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知することになっており、速やかな通知は発注者の責務である。しかしながら、協議内容によっては各種検討・関係機関との調整等により、やむを得ず受注者の意見を聴いた上で通知を延期する場合もある。その為、受注者はその事実が判明次第、出来るだけ早い段階で協議を行うことが重要である。

③ 調査等請負契約書・調査等共通仕様書に定められた所定の手続きを経ていない場合（契約書18条～25条、共通仕様書1-25,26,28,29）

発注者及び受注者は、協議・指示、業務の変更、一時中止、請負代金額の変更など所定の手続きを行わなければならない。

④ 書面によらない場合（口頭のみ指示等）

受注者は、書面による指示があるまで業務を実施しない。ただし、緊急を要する場合その他の理由により発注者（監督員）口頭による指示等を行った場合はこの限りではない。この場合、発注者は口頭指示をした業務内容について、速やかに書面による指示を行わなければならない。

## 11. 設計変更における留意事項

業務の履行に伴い生ずる業務の変更や追加については、契約の同一性を失わない範囲で必要な業務は適切に調査等指示書を手交し、適正な設計変更を行わなければならない。

そのためには、業務の進捗に伴い生じた諸々の変更業務や追加業務について、その都度、調査等打合簿において費用及び工期の契約上の取扱いを明確にしておく必要がある。

また、業務途中における変更契約見込み額が把握されていない現状があり、最終変更時に50%を超過することから適切な変更がなされない課題等を解決するためにも、調査等打合簿を活用して受注者から概略業務量の提示を求めることができるものとする。

### 11. 1 調査等打合簿への概略業務量の提示

調査等業務の履行においては、現地条件や協議条件等の変更及び設計基準の改定等に伴い、当初契約内容の変更や追加が生ずる。この場合、発注者が「調査等指示書」を発出し、業務の内容変更とともに、請負金額変更協議対象の有無、履行期間変更協議対象の有無を指示することとなっている。

しかし、調査等指示書が適切に発出されずに、業務の履行が行われ、変更に係る受発注者間の認識のずれが、最終設計変更における費用計上の問題へと繋がっている。特に比較検討等を伴う設計成果については、最終の設計成果に係る費用のみが計上され、比較検討に係る費用が計上されない、また、見直した形式によっては減額になる事象も発生するなど、大きな課題となっている。

このことから、発注者は調査等打合簿に業務変更等に係る打合せ事項を適切に記載するとともに、受注者は調査等積算基準に定めのない業務を追加指示され、監督員に求められた場合は、当該業務に係る概略業務量（人工数と期間）を記載した調査等打合簿を提出し、業務量の面からも受発注者間で確認し、共通認識を図る必要がある。。そのうえで、発注者は適切な時期に調査等指示書で変更を指示しなければならない。

また、提出された概略業務量は、変更契約額・変更工期を拘束するものではなく、見積審査の参考に活用するなど、適正な変更契約に向けた参考資料として位置付けるものとする。

【影響を与える事象と要因】

具体的な影響を与える事例を、参考として列記するので、今後の業務履行において十分留意されたい。

事 象 例	要 因
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 検討費用の計上が曖昧</li> <li>• 最終成果に繋がらない検討、資料作成</li> <li>• 打合せ回数の変更</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 図面作成の前作業（既設橋梁図面のCAD化、施工計画等）は、業務の範囲内として変更が認められなかった。</li> <li>• 壁高欄補強設計において、10ケースの比較検討に対して1ケースしか認められなかった。</li> <li>• 河川協議が難航し、条件提示毎にスパン割計画を3回行ったが、契約の範囲内として処理された。</li> <li>• 構造変更検討（@8→@7、上・下線分離→一体）によりコスト縮減を図ったが、最終成果に繋がらない途中の検討費用は、業務の範囲内として計上されなかった。</li> <li>• 盛りこぼし橋台基礎は、レベル2地震時の特殊解析が必要となるが、歩掛のない解析費用は通常的设计範囲内として、費用が認められなかった。</li> <li>• 協議用資料作成において、協議に伴う図面修正を何度も行ったが、最終成果しか費用計上されなかった。</li> <li>• 関係機関協議により打合せ回数が増加したが、費用計上されなかった。</li> </ul>
	<p>【対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 発注業務の仕様書等から適正な業務範囲を理解し、不要な検討業務等は実施させないこと。</li> <li>• 業務の進捗に伴い、新たな技術的観点から業務範囲を超えるものを指示した場合は、適切な費用を計上すること。</li> <li>• 発注者の指示により工法等の比較検討や構造変更検討を実施した場合は、最終成果に繋がらない途中段階の検討資料についても成果とし設計変更の対象とする。</li> <li>• 関係機関協議や検討項目を追加した場合等で打合せ回数が増加した場合は、設計変更の対象とする。</li> </ul>

事 象 例	要 因
既存設計の不備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 構造形式を決定した既設計等の不備により、詳細設計の中で形式を見直したが、条件変更を伴わない修正は理由付け困難とのことにより、設計変更が認められなかった。</li> </ul> <hr/> <p>【対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発注者は、既存業務の受注者に対して成果品の欠陥及びその原因について調査を指示し、事実関係の確認を行うものとする。その結果、誤りが先発受注者の責にある場合は、契約書に基づく『瑕疵担保』請求を求めるとし、速やかに修正させ、修正後の成果品を後発受注者へ提示する。</li> <li>・ なお、誤りの原因が発注者の責による場合は、その費用は発注者が負担するものとする。また、先発、後発どちらの受注者に修正させるかは、修正の内容及び効率的な業務の推進等を考慮のうえ、適切に判断するものとする。</li> </ul>
曖昧な変更合意	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設計変更について、担当者段階では合意していたが、発注者側の上位者の承認を取れず、大幅な減額となった。</li> </ul> <hr/> <p>【対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 業務の追加変更は、その都度調査等打合せ簿において概略業務量を確認し、適切な時期に調査等指示簿により請負代金及び履行期間の変更協議対象の有無を含めて指示する。</li> </ul>
設計熟度の不足	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1本のトンネル設計を取止め、代わりに他の業務を追加することで金額が調整された。発注時の設計内容の組立思想が不明確であった。</li> </ul> <hr/> <p>【対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 発注業務の設計項目及び数量を十分に精査する。 (熟度不足は業務の必要性を欠く)</li> <li>・ 原契約との同一性を有さない業務の追加は不可。 (行ってはならない)</li> </ul>

上記具体例より、大きな課題として捉えられる項目は「検討費用の計上が曖昧」「歩掛の不適切な適用」「既存設計の不備」「設計熟度の不足」「変更業務の曖昧な合意」であり、全て発注者サイドの課題である。

本ガイドラインを活用し、設計熟度の向上を図り、適正な価格設定と適切な変更手続きを行い、高品質な業務成果の取得に努めなければならない。

## 11. 2 業務の追加・変更及び一時中止に伴う適切な履行期間の設計変更の現状

契約書第 18・19 条の規定により業務の追加変更を、第 20 条の規定により一時中止を行った場合は、調査等打合せ簿による概略業務量（期間）の明示及び設計打ち合わせに活用する計画工程表等により、業務途中において履行期間の変更の必要性を受発注者ともに把握し、適時適正な履行期間の変更手続きを行うものとする。

なお、業務の一時中止を行う場合は、調査現場の保全対策及び中止期間中の必要な措置を明確に指示し、手戻りとなる不要な検討など業務ロス・費用ロスを生じさせないようにしなければならない。

昨今、履行期間の延期が著しく長くなるケースも散見されるところであるが、契約書第 44 条において、業務の中止期間が履行期間の 10 分の 5（履行期間の 10 分の 5 が 6 月を超えるとときは、6 月）を超えたときは、受注者はこの契約を解除することができる」と規定されている。

履行期間の長期延期に際しては、業務の進捗状況や技術的適性等から引続き業務履行が望ましい場合は適切に協議し、承諾を得られた場合は履行期間の延期手続きを行うが、一時中止期間の業務に従事していない期間は、手持ち業務量から除外する証明書を発行、また、従事技術者の変更も同等の資格・能力を有す者を代替とし、柔軟な対応に努めることも検討するものとする。

発注者の一方的な意向を押し付けることなく、契約書に基づく適切な協議により、履行期間の変更を行うとともに、必要な増加費用を負担するものとする。

## 11. 3 一時中止の要件

契約書第 20 条第 1 項の規定における「自然的又は人為的な事象」には、埋蔵文化財の発掘調査、反対運動等の妨害活動も含まれる。また、「作業現場の状態が著しく変動」する場合には、地形等の変動といった物理的な変動だけでなく、妨害活動を行う者による作業現場の占拠や著しい威嚇行為といったものも含まれる。単に暴風等の受注者に帰責事由のない自然的又は人為的な事象が生じただけでは不十分であり、現に業務が実施できないと認められる状態にまで達していることが必要である。

「業務を行うことが出来ないと認められるとき」とは、客観的に認められる場合を意味し、発注者又は受注者の主観的判断によって決まるものではない。

なお、設計業務においても、発注者の技術基準の改正や関連協議に伴い業務内容の見直しが行われる場合もあり、契約書第 20 条第 2 項の規定により発注者が必要があると認めるときは一時中止を行わなければならない。



## 11. 4 一時中止の増加費用等

発注者は、業務の実施を中止させた場合においては、請負代金額の変更では補填し得ない受注者の増加費用又は損害の賠償をしなければならない。この場合において、増加費用の負担には、第三者の所有する土地への立入について、土地所有者等の承認を発注者が得ることができない場合など、発注者に過失がある場合に生じたもの（損害賠償の性格を有するもの）と暴風雨の場合など契約の基礎条件に事情変更を生じたもの（事情変更による費用の調整の性格を有するもの）の2種類の性格のものが含まれている。

また、損害賠償についても、発注者に過失がある場合に生じたものと事情変更により生じたもの2種類の性格のものが含まれている。別の見方をすれば、増加費用の負担と損害賠償は、法的には同じ性格のものであるが、便宜上、直接的に増加した費用を増加費用と呼び、間接的な費用の増加を損害額と呼んでいるにすぎない。

増加費用には、作業現場の維持に要する費用（業務中止期間中の仮設物置場の借地料、作業現場の保安に要する経費等）、調査機械器具等を保持するための費用（業務中止期間中も最低限必要となる技術者の賃金、作業現場に備え置く必要のある調査機械器具の損料、リース料等の経費等）が含まれる。

また、損害には、業務中止前の作業現場の施行体制から業務中止中の維持体制に体制を縮小するために要する費用（不要となった調査機械器具、技術者の配置転換に要する費用等）、業務中止中の体制から再開後の施行体制に体制を変更するために要する再開準備費用（調査機械器具の再投入、技術者の転入に要する費用）が含まれる。

しかしながら、増加費用か損害かの効果は、発注者による費用負担であり、全く差がないことから、増加費用と損害を識別する意味はあまりないため、一時中止の増加費用として取扱うこととする。

また、一時中止の増加費用の算定方法については、契約書第24条第3項に規定があり、発注者と受注者が協議して定めることとなっている。

設計業務については、一時中止の増加費用の発生が生じ難い業務であり、発注者の適切な指示に基づき、手戻りとなる不要な検討など業務ロス・費用ロスを生じさせないようにしなければならない。

なお、一時中止を行った場合において、受注者からソフトや機器のレンタル料、打合せ回数が増等について増加費用負担の主張がなされた場合は、契約書に基づき適切に協議して定めるものとする。

## 12. 入札・契約時の設計図書の疑義の解決

設計図書に係る疑義については、下記により、入札前の段階、契約後の段階で解決しておくことが、円滑な設計変更に繋がることになる。

入札手続きにおいて、設計図書に対する質問が出された場合は、発注者は適切に対応しなければならない。質問が多く出されることは、見積を行うに際して設計図書に不備があることを示すものとして認識しなければならない。

なお、特記仕様書標準例等を参考に、適正な条件明示に努めるなど設計図書の品質を高めることに注意を払わなければならない。

### 【入札前】

- 発注者は、設計図書について、適切な条件明示がなされているか、設計書と図面に齟齬がないか等を良く確認し、適正な設計図書の作成に努めなければならない。
- 入札参加者は、契約書、設計図書及び現場を熟覧のうえ、入札に臨まなければならない。この場合において設計図書について疑義があるときは、契約担当部署へ質問書を提出し、その回答を求めることができる。
- 質問に対する回答は、受注者にとって入札条件の確認機会であり、発注者にとっても設計図書の適正化を図る機会であるので、不明確な条件明示や設計書と図面の齟齬等は、適正に訂正しなければならない。

なお、発注者の設計金額の算出に直接係る質問は、回答を控えるものとする。

### 【契約後】

- 受注者は、業務の着手前及び履行途中において、受注者の負担により契約書第18条第1項一から五に係わる設計図書の点検を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。  
(調査等共通仕様書1-5-2「設計図書の点検」)
- 発注者は、受注者より確認を求められた場合は、契約書第18条第2項以降の規定に基づき、適切な対応を図らなければならない。

## 13. 設計照査の実施

調査等業務の成果品は、その粗密が事業の完成に重大な影響を与える。そのため、成果品の品質向上を図り、正確性を確保するため共通仕様書 1-9-3 に照査の実施を規定している。

設計照査の時期は、①基本条件の設定、②細部条件・構造細目の設定、③成果品のとりまとめ等の必要時期に実施するなど、手戻りなく実施することが望ましい。

特に詳細設計（構造物設計にあっては基本設計を含む）の設計成果品は工事発注のための設計図書と密接に関係することから、適切な時期に設計図と設計計算書、設計図と数量計算書等のそれぞれ及び相互の整合を、確認マークをするなどして分かりやすく示し、間違いの修正を行うための照査（「赤黄チェック」という。）も合わせて実施し、成果品の品質向上を図らなければならない。

なお、設計照査の実施時期や照査項目、赤黄チェック提示時期等については、弊社HPに掲載している「設計照査の手引き」を参照するものとする。

## 14. 設計・施工技術検討会議（三者会議）への協力について

### 【設計・施工技術検討会議（三者会議）の対象工事】

三者会議の対象工事は、下記に該当する工事の中から発注者が選定し、特記仕様書の補足事項に三者会議の開催が明示された工事、及び発注者（監督員）から開催を通知された工事。

工事施工の円滑化と品質の確保を図るためには、施工者が設計図書と現場の整合性や設計意図を十分に把握した上で施工することが重要である。工事着手前や施工途中において施工者が照査の結果判明した設計図書と現場との相違や予期し得ない現場条件との変更等について、施工者及びその設計等を担当した設計者、発注者の三者により、設計方針・意図の確認や設計図書と現場の整合性の確認を行うものである。

設計業務の受注者は、三者会議の対象となった場合には、協力を行うものとする。

なお、三者会議の実施に関する詳細事項については、弊社HPに掲載している「設計・施工技術検討会議（三者会議）ガイドライン」を参照するものとする。

## 15. 調査等請負契約書（抜粋）

### ◆契約書第17条（設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務）

（設計図書と業務内容が一致しない場合の修補義務）

第17条 受注者は、業務の内容が設計図書又は発注者の指示若しくは発注者と受注者による協議の内容に適合しない場合において、監督員がその修補を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは請負代金を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

### ◆契約書第18条（条件変更等）

（条件変更等）

第18条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
  - 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
  - 三 設計図書の表示が明確でないこと。
  - 四 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
  - 五 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは請負代金を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### ◆契約書第19条（設計図書の変更）

（設計図書の変更）

第19条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下この条及び第21条において「設計図書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは請負代金を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### ◆契約書第20条（業務の中止）

（業務の中止）

第20条 現場業務を行う場合において、第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的若しくは人為的な事象（以下「天災等」という。）であって、受注者の責めに帰することができないものにより作業現場の状態が著しく変動したため、受注者が業務を行うことができないと認められるときは、発注者は、業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

3 発注者は、前2項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは請負代金を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### ◆契約書第21条（業務に係る受注者の提案）

第21条 受注者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。

2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受注者に通知するものとする。

3 発注者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は請負代金を変更しなければならない。

#### ◆契約書第24条（履行期間の変更方法）

（履行期間の変更方法）

第24条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第22条の場合にあっては、発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては、受注者が履行期間の変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

#### ◆契約書第25条（請負代金の変更方法等）

第25条 請負代金の変更については、内訳明細書に記載のない項目が生じた場合又は内訳明細書によることが不適当な場合にあっては、変更時の価格を基礎として発注者と受注者とが協議して定め、その他の場合にあっては、内訳明細書記載の単価を基礎として定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が請負代金の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

#### ◆契約書第44条（受注者の解除権）

第44条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金が3分の2以上減少したとき。

二 第20条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6月を超えるとときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

三 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

## 16. 調査等共通仕様書（抜粋）

### ◆共通仕様書 1-4（契約書類の解釈）

#### 1-4 契約書類の解釈

##### 1-4-1 契約書類の相互補完

契約書類は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかーによって定められている事項は、契約の履行及び本章 1-3 2 に規定する遅延日数の算定を拘束するものとする。

##### 1-4-2 共通仕様書、特記仕様書及び図面の優先順位

共通仕様書、特記仕様書または図面との間に相違がある場合には、特記仕様書、図面、共通仕様書の順に優先するものとする。

##### 1-4-3 図面の実測値と表示された数字の不整合

図面から読み取って得た値と図面に書かれた数字との間に相違がある場合、受注者は監督員に確認して指示を受けなければならない。

### ◆共通仕様書 1-5-2（設計図書の点検）

#### 1-5-2 設計図書の点検

受注者は、自らの負担により設計図書の点検を行い、契約書第 18 条第 1 項第 1 号から第 5 号に該当する事項がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、その確認を受けなければならない。

### ◆共通仕様書 1-25（調査等の変更等）

#### 1-25 調査等の変更

##### 1-25-1 調査等の変更指示

監督員が、契約書第 18 条及び第 19 条の規定に基づく調査等内容の変更または設計図書の訂正（以下「調査等の変更」という。）の指示を行う場合は、調査等指示簿（様式第 1-3 号）によるものとする。

##### 1-25-2 変更調査等の施行

受注者は、調査等の変更指示が行われた場合には、その指示に従って調査等を実施しなければならない。

#### ◆共通仕様書 1-26 (調査等の一時中止)

##### 1-26 調査等の一時中止

##### 1-26-1 調査等の一時中止における措置

契約書第 20 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、監督員が調査等の全部または一部の施行を一時中止させた場合において、調査等現場の保全を監督員が指示した場合は、受注者は、これに従わなければならない。

##### 1-26-2 調査等の一時中止に伴う増加費用の協議

契約書第 20 条第 3 項の規定に基づき発注者が負担する、調査等の一時中止に伴う増加費用の契約書第 25 条第 3 項による協議において、監督員と受注者との協議が整った場合は、協議書により受注者は同意書(様式 1-16号)を監督員に提出するものとする。

なお、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、監督員が定め受注者に通知する。

#### ◆共通仕様書 1-28 (契約変更)

##### 1-28 契約変更

発注者と受注者は、次の各号に掲げる場合において、調査等請負契約の変更を行うものとする。

- (1) 調査等内容の変更により著しく請負代金額に変更が生じる場合
- (2) 調査等完了に伴い精算を行う場合又は、契約書第 37 条に規定する部分引渡しを行う場合
- (3) 履行期間の変更を行う場合
- (4) 発注者と受注者が協議し、調査等施行上必要があると認める場合

##### 1-28-2 契約変更書類の作成

前項の場合において、受注者は、変更する契約書類を当社所定の書式により作成し、変更契約決定通知書に記載された期日までに、記名押印の上発注者に提出しなければならない。なお、変更する契約書類は、次の各号に基づき作成されるものとする。

- (1) 本章 1-25-1 の規定に基づき監督員が受注者に指示した事項
- (2) 調査等の一時中止に伴う増加費用及び履行期間の変更等決定済みの事項
- (3) 精査による変更
- (4) その他発注者又は監督員と受注者との協議で決定された事項

##### 1-28-3 請負代金額の変更

請負代金額の変更については、調査等の実施条件が異なる場合で調査等費内訳明細書の単価によることが不適當な場合、原則として変更指示時の価格に落札率を考慮したものを基礎として発注者と受注者が協議して、その他の場合は調査等費内訳明細書の単価を基礎として定めるものとする。



## ◆共通仕様書 1-29（履行期間の変更）

### 1-29 履行期間の変更

#### 1-29-1 事前協議

事前協議とは、契約書第 18 条第 5 項及び第 19 条の規定に基づく調査等の変更において、当該変更が、履行期間変更協議の対象であるか否かを監督員と受注者との間で確認することをいう。

#### 1-29-2 事前協議の手続き

監督員は、調査等の変更指示を行う場合において、履行期間変更協議の対象であるか否かを合わせて通知するものとし、受注者はこれを確認するものとする。

なお、受注者は、監督員からの通知に不服がある場合には、7 日以内に異議を申し立てることができる。

#### 1-29-3 履行期間変更協議の手続き

受注者は、事前協議において履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び契約書第 20 条第 1 項並びに第 2 項の規定に基づき調査等の一時中止を行ったものについて、契約書第 24 条に基づく協議開始の日に、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、速やかに履行期間変更協議書（様式第 1-8 号）を発注者に提出するものとする。

なお、発注者は、事前協議により履行期間変更協議の対象であると確認された事項及び調査等の一時中止を指示した事項であっても、残履行期間及び残作業量等から履行期間の変更が必要ないと判断した場合には、履行期間変更を行わない旨の協議に代えることができる。

#### 1-29-4 受注者からの履行期間延長の請求

受注者は、契約書第 22 条の規定に基づき、履行期間の延長が必要と判断した場合には、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、速やかに履行期間延長請求書（様式第 1-9 号）を発注者に提出するものとする。

## 【巻末資料①】

設計実施上の確認事項（設計図書の特検項目）

- 受注者は、道路概略設計に必要な成果品を得るため下記事項のうち必要事項を選定し、当該設計条件等の整備、確認を行うものとする。

点検項目	主な内容（共通事項）
(1)設計条件	1.道路規格 2.設計速度 3.計画交通量 4.横断構成 5.気象条件及び環境条件 6.適用すべき諸基準 7.関連する他設計との整合 8.指示事項の整理と指示書の内容 9.関係機関との協議
(2)幾何構造線条件	1.平面・縦断の設計値 2.幾何構造の使用値 3.横断構成（標準幅員、積雪寒冷地路肩幅員等）
(3)現地踏査	1.地形、地質、土地利用状況等の現地状況 2.鉄道、道路、河川、送電線等の交差状況と橋梁、トンネルの位置関係 3.沿道の環境状況（日照、騒音、振動等）

点検項目	主な内容（概略設計A）
(1)設計計画	1.予備設計及び都計外路線（アセスメント調査までの路線）の平面線形要素確認は 2.平面線形のコントロールポイントの確認は 3.縦断線形のコントロールポイントとなる交差構造物のクリアランスの確認は。暫定2車線施工時も確保されているか。

点検項目	主な内容（概略設計B・C）
(1)設計計画	1.都計平面線形と縦断線形との組合せ条件を確認した適切な線形か 2.コントロールポイントとなる交差構造物のクリアランスの確認は。暫定2車線施工時も確保されているか。

点検項目	主な内容（概略設計C）
(1)設計計画	1.都計道路中心線平面線形の縮尺転換に問題はなかったか、問題点の対応の確認は 2.都計平面線形と縦断線形との組合せ条件を確認し適切な線形か 3.コントロールポイントとなる交差構造物のクリアランスの確認は。暫定2車線施工時も確保されているか。

点検項目	主な内容（連絡等施設概略設計）
(1)設計計画	1.都計ラフ中心線平面線形の縮尺転換は、地形図作成の経時変化及び縮尺による精度誤差があり、縮尺転換に問題はなかったか、問題点の対応の確認は 2.道路中心線の平面・縦断線形要素とラフ中心線の線形要素の組合せに問題はなかったか、問題点の対応の確認は

- 受注者は、協議用図面作成に必要な成果品を得るため下記事項のうち必要事項を選定し、当該設計条件等の整備、確認を行うものとする。

点検項目	主な内容
(1)設計条件	1.道路規格 2.設計速度 3.横断構成 4.適用すべき諸基準 5.関連する他の設計との整合 6.関係機関との協議
(2)幾何構造線形条件	1.平面・縦断の設計値 2.幾何構造の使用値 3.横断構成
(3)現地踏査	1.地形、地質、用排水、土地利用状況等の現地状況の確認 2.交通状況、道路状況、河川状況の把握

- 受注者は、幅杭設計に必要な成果品を得るため下記事項のうち必要事項を選定し、当該設計条件等の整備、確認を行うものとする

点検項目	主な内容
(1)設計条件	1.道路規格 2.設計速度 3.計画交通量 3.横断構成 4.気象条件及び環境条件 5.適用すべき諸基準 6.関連する他の設計との整合 7.関係機関との協議
(2)施工区分	1.完成施工、暫定施工の区分 2.暫定施工の施工車線数

- ▶ 受注者は、道路詳細設計に必要な成果品を得るため下記事項のうち必要事項を選定し、当該設計条件等の整備、確認を行うものとする

点検項目	主な内容
(1)設計条件	1.道路規格 2.設計速度 3.計画交通量 4.横断構成 5.気象条件及び環境条件 6.適用すべき諸基準 7.関連する他設計との整合 8.指示事項の整理と指示書の内容 9.関係機関との協議
(2)施工区分	1.完成施工、暫定施工の区分 2.暫定施工の施工車線
(3)幾何構造 線形条件	1.平面・縦断の設計値 2.幾何構造の使用値 3.横断構成（標準幅員、積雪寒冷地路肩幅員等）
(4)協議関係資料	1.道水路等の交差、取付、付替の調整協議等の確認は。（特に、設計協議用図面作成後の変更） 2.地元及び地権者との協議の確認は（特に、設計協議用図面作成後の変更） 3.地下占有企業者との調整の確認は 4.保安林、林地開発及び埋蔵文化財等との調整の確認は 5.各県公害防止条例の適用区域及び規制値の確認は 6.都市計画、土地利用計画との調整の確認は 7.用地に関する制約の有無
(5)現地踏査	1.地形、地質、用・排水、土地利用等現地状況の把握は 2.交通状況、道路状況、河川状況の把握は 3.沿道の環境状況（日照、騒音、振動等）の把握は 4.地下埋設物等の支障物件の状況の把握は

- ▶ 受注者は、付帯工設計に必要な成果品を得るため下記事項のうち必要事項を選定し、当該設計条件等の整備、確認を行うものとする。

点検項目	主な内容
(1)設計条件	1.道路規格 2.設計速度 3.計画交通量 4.横断構成 5.気象条件及び環境条件 6.適用すべき諸基準 7.関連する他設計との整合 8.関係機関との協議
(2)施工区分	1.完成施工、暫定施工の区分 2.暫定施工の施工車線
(3)幾何構造 線形条件	1.平面・縦断の設計値 2.幾何構造の使用値 3.横断構成（標準幅員、積雪寒冷地路肩幅員等）
(4)協議関係資料	1.道水路等の交差、取付、付替の調整協議等の確認は（特に、設計協議用図面作成後の変更） 2.地元及び地権者との協議の確認は（特に、設計協議用図面作成後の変更） 3.地下占有企業者との調整の確認は 4.保安林、林地開発及び埋蔵文化財等との調整の確認は 5.各県公害防止条例の適用区域及び規制値の確認は 6.都市計画、土地利用計画との調整の確認は 7.用地に関する制約の有無 8.用地幅の過不足はないか
(5)現地踏査	1.地形、地質、用・排水、土地利用等現地状況の把握は 2.交通状況、道路状況、河川状況の把握は 3.沿道の環境状況（日照、騒音、振動等）の把握は 4.地下埋設物等の支障物件の状況の把握は
(6)計画条件の確認	1.土工及びのり面工の計画条件の確認 ①盛土勾配及び切土勾配 ②小段幅及び高さ ③のり面保護工 ④地すべり等の切土部の安定検討 ⑤切盛土工の安定検討 ⑥用地幅

点検項目	主な内容
(6) 計画条件の確認	<p>2.軟弱地盤の計画条件の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①軟弱地盤としての検討が必要なケース（規模、区間）</li> <li>②調査解析結果は反映されているか（最大沈下量、限界盛土高等）</li> <li>③軟弱地盤地区の施工工程計画は、先行施工の可能性等を含め考えているか</li> </ul> <p>3.溝渠工の計画条件の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①溝渠工にした理由（型式、位置）</li> <li>②ボーリング等地質調査資料(必要数)による支持地盤及び杭基礎の必要性</li> <li>③標準設計の適用方法</li> <li>④特に仮設工は必要か</li> <li>⑤所要断面（道路、水路等）の決定根拠</li> <li>⑥土被りの条件</li> <li>⑦土被りによる断面変化</li> <li>⑧適用する設計基準</li> <li>⑨設計計算の条件</li> </ul> <p>4.擁壁工の計画条件の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①擁壁工にした理由（型式、位置）は、用地条件を含めて明確か</li> <li>②ボーリング等地質調査資料(必要数)による支持地盤及び杭基礎の必要性</li> <li>③適用する設計基準</li> <li>④二次製品の適用</li> <li>⑤特に仮設工は必要か</li> <li>⑥全体的なすべりの安定性</li> <li>⑦用地境界までの余裕幅</li> <li>⑧設計計算の条件</li> </ul> <p>5.排水工の計画条件の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①排水系統（用水か排水か）及び断面の調査は明確か</li> <li>②水路管理者と協議状況</li> <li>③移管先に特別な規定及び基準の有無</li> </ul> <p>6.小構造物の計画条件の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①標準設計の適用の是非</li> <li>②二次製品の適用の是非</li> </ul> <p>7.舗装の計画条件の確認</p> <p>8.関連道路の計画条件の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①関連道路の設計基準は明確か（取付、付替、側道等）</li> </ul>

- ▶ 受注者は、橋梁一般図作成に必要な成果品を得るため下記事項のうち必要事項を選定し、当該設計条件等の整備、確認を行うものとする。

設計段階	点検項目	主な内容
条件等の打合せ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計目的、項目、内容</li> <li>・作業計画書</li> </ul>	設計目的、主旨 関連事業計画 設計の主な項目、工程 適用基準、構造形式 既設計資料、幾何構造、線形条件 交差条件 地形地盤条件 関係機関との協議

- ▶ 受注者は、橋梁計画設計に必要な成果品を得るため下記事項のうち必要事項を選定し、当該設計条件等の整備、確認を行うものとする。

設計段階	点検項目	主な内容
設計条件の打合せ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計目的、項目、内容</li> <li>・作業計画書</li> </ul>	設計目的、主旨 関連事業計画 設計の主な項目、工程 適用基準、構造形式 既設計資料、幾何構造、線形条件 交差条件 地形地盤条件 関係機関との協議



▶ 受注者は、橋梁基本詳細設計に必要な成果品を得るため下記事項のうち必要事項を選定し、当該設計条件等の整備、確認を行うものとする。

設計段階	点検項目	主な内容
条件等の打合せ	<ul style="list-style-type: none"> <li>設計目的、項目、内容</li> <li>作業計画書</li> </ul>	設計目的、主旨 関連事業計画 設計の主な項目、工程 適用基準、構造形式 既設計資料、幾何構造、線形条件 交差条件 地形地盤条件 関係機関との協議
設計計画終了時	<ul style="list-style-type: none"> <li>現地踏査結果</li> <li>設計条件</li> <li>設計上の問題点と検討方針</li> </ul>	環境状況（振動、騒音等の配慮） 支障物件の状況 施工時の注意事項 沿道状況 暫定計画、将来計画との整合 関連する設計との整合 環境及び景観検討への配慮 幾何構造、線形条件の設定 交差条件の設定 地盤条件の設定 地形条件の設定 ボールログ追加調査の必要性 耐震検討手法 使用材料 橋長、支間割条件の設定 道路規格及び荷重条件の設定 用地境界の確認 非常駐車帯の有無 特殊荷重の有無 施工条件の基本 使用すべき設計基準 塩害、雪処理、寒冷地仕様等 橋面工、付属工の基本条件 II期線及び将来拡幅計画の有無

## 【卷末資料②】

### 調査等特記仕様書標準例

## 調査等標準特記仕様書のポイント

### 1. 総 則

編	概 要
1-1 調査等概要 1-1-4 主な履行内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>1式という表現を極力使用せず、○連、○橋、○箇所など具体的な数字を記載</li> </ul>
1-4 受注者相互の協力	<ul style="list-style-type: none"> <li>隣接及び関連する調査等の履行内容及び履行期間の変更等による本業務の履行期間の変更に関する事項の記載</li> </ul>
1-5 部分引渡し	<ul style="list-style-type: none"> <li>履行期間中に当該調査等の成果品を用いた工事発注の有無</li> </ul>
1-6 部分使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>履行期間中に当該調査等の成果の一部を他の調査等への使用の有無</li> </ul>
1-7 関係機関との協議	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該調査等に関連する協議先、協議内容、協議完了予定時期の記載</li> </ul>
1-9 計画工程表	<p>&lt;作業工程管理：マイルストーン&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>作業計画書の計画工程表作成にあたっては、履行条件（作業完了目標時期、資料の貸与時期、照査時等）の明記を義務付け</li> </ul>
1-10 照査技術者 1-10-1 照査計画の作成 1-10-2 成果の確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>照査計画の記載事項を明記（照査フローチャート、照査時期、照査項目チェック一覧表等）</li> <li>照査技術者自身による照査及び各設計段階ごとの照査項目一覧表の提出</li> </ul>
1-11 完了検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>照査技術者の立会いによる照査報告書の照査内容の確認・検査の義務付け</li> </ul>

### 2. 業務細部に関する事項

編	概 要
2-0 貸与資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>貸与資料の業務名、発行機関名、貸与予定時期の記載</li> </ul>
2-0 ○○資料作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>積算要領に記載のない歩掛り（見積り等）を採用している業務については、業務量の目安として具体的な数量（歩係り）を記載</li> </ul>
2-0 打合せ	<ul style="list-style-type: none"> <li>打合せ回数の明記 ○回以上⇒原則○回</li> </ul>

# 調査等特記仕様書標準例

## 1. 総 則

- 1-1 調査等概要
- 1-2 適用する共通仕様書
- 1-3 主任管理員及び管理員の権限
- 1-4 受注者相互の協力
- 1-5 部分引渡し
- 1-6 部分使用
- 1-7 関係機関との協議
- 1-8 作業計画書
- 1-9 計画工程表の作成
- 1-10 照査技術者 【照査技術者を設置する場合】
- 1-11 完了検査 【照査技術者を設置する場合】  
(様式-1) 計画工程表

## 2. 業務細部に関する事項 ※各業種の記載例による

- 1) 路線測量
- 2) 土質地質調査
- 3) 幅杭設計
- 4) 道路詳細設計
- 5) 橋梁基本詳細設計
- 6) トンネル詳細設計
- 7) 舗装設計
- 8) 橋梁一般図作成
- 9) トンネル一般図作成
- 10) 附帯工設計

# 第1章 総 則

## 1-1 調査等概要

- 1-1-1 調査等名 ○○自動車道 ○○地区 ○○設計
- 1-1-2 路線名 ○○自動車道 ○○線
- 1-1-3 履行箇所 自)○○県○○市○○町  
至)○○県○○市○○町

注) 路線図及び縮小版(1/2000~1/5000)平面図(橋梁等構造物の位置、延長を明示)添付図面とする。

## 1-1-4 主な履行内容 【道路設計(詳細設計)の場合】

項 目	数量	備 考
道路設計 詳細設計 (注1)	○○km	○○後の詳細設計 (注2) 土工延長:○○km(平地○km、山地○km) (注3) 橋梁延長:○○km
連絡施設設計 詳細設計 (注1)	○○km	○○後の詳細設計 (注2) △△JCT or ▽▽IC 及び○○SA or ○○PA (注4)
附帯工設計 溝渠工設計	○基	
擁壁工設計	○断面	逆T式擁壁
付替・取付道路	○箇所	
付替・取付水路	○km	
付替・取付道路	○km	
詳細図作成	○枚	
設計協議説明用図面作成	○枚	(注5)

注1) 主な履行内容を記載する。※具体的設計条件は、細部事項に記載すること。

注2) ○○には、協議用図面作成A又はB、幅杭設計等を記載する。

注3) 設計延長及び地形区分を記載する。

注4) △△JCT or ▽▽IC及び○○SA or ○○PAには、連絡施設又は休憩施設の仮名称を記載する。

注5) 設計協議が未了で、河川、道路管理者等との協議用図面の作成が必要な場合は、記載する。

1-1-4 主な履行内容 【道路設計（幅杭設計）の場合】

項目	数量	備考
道路設計 幅杭設計 (注1)	〇〇km	〇〇後の幅杭設計 (注2) 土工延長：〇〇km（平地〇km、山地〇km） (注3) 橋梁延長：〇〇km
連絡施設設計 幅杭設計 (注1)	〇〇km	〇〇後の幅杭設計 (注2) △△JCT or ▽▽IC 及び〇〇SA or 〇〇PA (注4)

注1) 主な履行内容を記載する。※具体的な設計条件は、細部事項に記載すること。

注2) 〇〇には、協議用図面作成A又はBを記載する。

注3) 設計延長及び地形区分を記載する。

注4) △△JCT or ▽▽IC 及び◎◎SA or ◇◇PAには、連絡施設又は休憩施設の仮名称を記載する。

1-1-4 主な履行内容 【構造物設計（橋梁基本・詳細設計）の場合】 (注1)

名称	設計種別	内 訳 書 の 項 目	数 量	備 考
上部工	基本設計	PC3径間連続箱げた橋(片持工法)(L= m)	〇連	本線部A1～P3
		PC5径間連続中空床版橋(L= m)	〇連	本線部P3～A2
下部工	詳細設計	逆T式橋台(H= m, θ ) (H= m, θ )	〇基	A1, A2
		柱式橋脚(張出無)(H= m～ m)(θ ～ )	〇基	P1～P2
		柱式橋脚(張出有)(H= m～ m)(θ ～ )	〇基	P3～P7
基礎工	詳細設計	場所打ぐい(機械掘削)(φ m)	〇基	P1～P7
		場所打ぐい(深礎ぐい)(φ m)	〇基	A1, A2
動的解析(非線形動的解析) (注4)			〇連	
仮設構造物設計		土留工(深さ8m未満)	〇箇所	
		土留工(深さ8m以上)	〇箇所	
		仮栈橋(幅員 m)	〇断面	P1～P2間
その他		透視図作成(全体・橋台廻り)	〇枚	(注2)
		協議用資料作成	1式	(注3)
		架設計画	1式	
		付帯構造物設計	1式	

注1) 主な履行内容を記載する。※具体の設計条件は、細部事項に記載すること。

注2) 透視図作成が必要な場合は記載する。

注3) 協議用資料作成が必要な場合は記載する。

注4) 動的解析は、特記事項の項に基本的な解析方法を記載する。

1-2 適用する共通仕様書

契約書第1条に規定する「調査等共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）は、平成〇〇年〇月版とする。

### 1-3 主任管理員及び管理員の権限

共通仕様書 1-6-5 主任管理員及び 1-6-6 管理員の規定に基づき、主任管理員及び管理員に委任した権限は次のとおりである。

共通仕様書の章	項目	内容
1-22-2	監督員の検査権等	調査状況確認のための立入り、立会い、検査
1-24-1	検測の方法	数量の検測

### 1-4 受注者相互の協力

共通仕様書 1-20 受注者相互の協力を示す隣接又は関連の調査等については、下記のとおりである。

なお、履行期間中に関連調査等が増加した場合は、監督員の指示によりこれらの関係者と相互に協力しなければならない。ただし、関連調査等の履行内容及び履行期限の変更等により、本業務の履行期間に変更が生ずる場合、監督員と協議することとする。

件名	履行期間	受注者	発注機関	備考
□□橋基本詳細設計	平成○年○月○日～ 平成○年○月○日	○○設計(株)	当社	
○○地区○○設計(仮称)	未定	未定		

### 1-5 部分引渡し

契約書第 37 条の規定に基づく指定部分及びその引渡し時期は、下表のとおりとする。

指定部分	引渡し時期
○○橋の下部工設計	平成○年○月末
STA○○○～○○○間の道路設計	平成○年○月末

### 1-6 部分使用

共通仕様書 1-33 の規定に基づき部分使用する箇所及びその使用開始時期は下表のとおりとする。

種別	内容	使用開始時期	使用理由
○○橋下部工 (A1橋台)	構造一般図	平成○年○月	一般国道の道路管理者との交差協議に使用するため
STA000の法面対策検討	全て	平成○年○月	別途実施する委員会に使用するため

注) 別途実施する委員会での検討資料や対外協議において当該設計成果が必要な場合などに規定する。

### 1-7 関係機関との協議 【不要項目は削除】

本業務に関連する主な施設及び管理者、必要な協議並びに協議の完了予定時期は、下表のとおりとする。なお、本項目に記載する協議は、受注者が共通仕様書 1-16 に従って行う協議以外に発注者

又は監督員が行う協議である。

(1) 道路関係 **【交差や近接するもの、設計において改良を予定するものを記載】**

位置	路線名	管理者名	必要な協議	協議完了予定時期
STA〇〇付近	県道〇〇線	〇〇県	〇〇橋の交差協議	平成〇年〇月末
STA〇〇付近	町道〇〇線	〇〇町	上空交差の計画協議	実施済み

(2) 鉄道関係 **【交差や近接するもの、設計において改良を予定するものを記載】**

位置	路線名	管理者名	必要な協議	協議完了予定時期
STA〇〇付近	J R 〇〇線	〇〇旅客鉄道	上空交差の計画協議	実施済み

(3) 河川・水路関係 **【交差や近接するもの、(または流末となるもの)を記載】**

位置	路線名	管理者名	必要な協議	協議完了予定時期
STA〇〇付近	一級河川〇〇川	〇〇地方整備局 ××河川国道事務所	〇〇橋の交差協議	平成〇年〇月末
STA〇〇付近	普通河川〇〇川	〇〇市	流末協議	平成〇年〇月末

### 1-8 作業計画書

共通仕様書 1-1 4-2 規定する作業計画書の承諾を要する事項は、下記に示すものとする。なお、提出時期については、1-1 4-2 の規定によらず監督員と協議の上、速やかに提出するものとする。

・計画工程表

**注) 測量業務については、共通仕様書 2-2-3 により計画工程表を含む作業計画書を承諾事項としているため、記載しない。**

### 1-9 計画工程表の作成

(1) 受注者は、作業着手時の設計打合せにおいて、監督員と工程及び計画工程表に記載すべき事項について協議し、下表に示す作業完了目標時期を考慮した計画工程表(別添-1)を参考に作成するものとする。

なお、計画工程表は、業務内容が監督員に容易に分かるよう作成すると共に、作業完了時期、協議完了時期、打合せ時期、照査時期及び資料の貸与予定時期等も記入しなければならない。

(2) 受注者は、設計打合せの都度、監督員と進捗状況及び課題と解決策等について確認しながら業務を実施するが、受注者の責に帰することができない事由等により、当初の計画工程表(履行期間)に変更が生じる場合は、速やかに変更計画工程表を作成し、監督員に提出、承諾を得なければならない。

業務内容	作業完了目標時期	備考
設計計画	平成〇〇年〇〇月下旬	
〇〇図作成	平成〇〇年〇〇月上旬	



## 1-10 照査技術者 **【照査技術者を設置する場合】**

### 1-10-1 照査計画の作成

共通仕様書 1-9-4 に規定する照査計画の記載事項は下記のとおりとする。

- (1) 照査目的
- (2) 照査技術者
- (3) 照査項目
- (4) 照査フローチャート
- (5) 照査時期
- (6) 照査体制
- (7) 照査報告書
- (8) 照査項目一覧表 (チェックリスト)

### 1-10-2 成果の確認

照査技術者による成果の確認については、共通仕様書 1-9-5 の規定に関らず、次のとおりとする。

照査技術者は、共通仕様書 1-9-4 に規定する照査計画により、照査技術者自身による照査を行わなければならない。

なお、照査時期については、計画工程表によるものとし、段階ごとの照査完了後、具体的な照査結果の内容を記載した照査項目一覧表を監督員に提出するものとする。

## 1-11 完了検査 **【照査技術者を設置する場合】**

共通仕様書 1-30-4 完了検査の内容に以下を追加する。

照査報告書の照査内容について確認、検査を行うため、完了検査には管理技術者と合わせて、照査技術者も立会うものとする。

計 画 工 程 表

※記入例【道路設計の場合】

(調査等名) ○○道路 ○○○道路設計

(会社名)

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (○○日間)

(履行期間)

業務内容	平成○○年度												平成△△年度			備 考			
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月				
業務計画																			
現地調査																			
設計計画																			
道路詳細設計																			
縦断設計																			
平面図作成																			
縦断図作成																			
横断図作成																			
用排水設計																			
附帯工設計																			
溝渠工設計																			
擁壁工設計																			
詳細図作成																			
図面修正																			
数量計算																			
照 査																			
報告書作成																			
設計打合せ																			
完了検査																			
○特記事項																			
1. 関連調査等業務																			
1) ○○地区 ○○測量																			
2. 関係機関との協議完了予定時期																			
1) 一般国道○○号																			
2) 県道○○線																			
3. 資料の発与予定時期																			
1) 地形図																			
2) ○○設計成果品																			
4. 部分引渡し																			
1) STA.○○○~○○○間の道路設計																			
5. 部分使用																			
1) STA.○○○の溝渠工設計																			
6. その他																			

# 計画工程表

※記入例【橋梁設計の場合】

(調査等名) ○○道路 ○○○橋梁基本詳細設計

(会社名)

平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (○○日間)

(履行期間)

業務内容	7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		4月		平成△△年度		備 考
	10日	20日	30日	10日	20日	30日	10日	20日	30日	10日	20日	30日	10日	20日	30日	10日	20日	30日	10日	20日	30日	5月	
業務計画	[Gantt chart bars]																						
現地踏査	[Gantt chart bars]																						
設計条件の整理	[Gantt chart bars]																						
橋梁基本計画	[Gantt chart bars]																						
橋梁全体一般図作成	[Gantt chart bars]																						
橋梁設計	[Gantt chart bars]																						
上部工設計	[Gantt chart bars]																						
下部工・基礎工設計	[Gantt chart bars]																						
動的解析	[Gantt chart bars]																						
仮設構造物設計	[Gantt chart bars]																						
詳細図作成	[Gantt chart bars]																						
材料計算	[Gantt chart bars]																						
施工計画	[Gantt chart bars]																						
全体工程計画	[Gantt chart bars]																						
上部工架設計画	[Gantt chart bars]																						
下部工・基礎工の仮設計画	[Gantt chart bars]																						
照 査	[Gantt chart bars]																						
報告書作成	[Gantt chart bars]																						
設計打合せ	[Gantt chart bars]																						
完了検査	[Gantt chart bars]																						

○特記事項

<b>1. 関連調査等業務</b>	
1) ○○地区 地質調査	
<b>2. 関係機関との協議完了予定時期</b>	
1) 一般国道○○号	
2) 県道○○線	
3) 一級河川○○川	
<b>3. 資料の貸与予定時期</b>	
1) 地形図	
2) ○○設計成果品	
3) 協議用図面作成成果品	
<b>4. 審分使用</b>	
1) ○○橋 (A1橋台)・構造一般図	
<b>5. その他</b>	

## 第2章 業務細部に関する事項 **【路線測量の場合】**

### 2-1 業務の内容

本業務は、〇〇地区道路概略設計より決定された中心線を地上に表示し、あわせて計画路線内の地盤高並びに起伏の状態を測量し、□□地区空中写真測量により作成された平面図の修正等を実施する。なお、測量実施にあたっては、共通仕様書2-3基準点測量、2-6路線測量、2-8地形測量(注)を適用する。また、成果品は数値化し成果品とする。

注) 本業務に必要な共通仕様書の測量種別を記載する。

### 2-2 貸与資料

本業務において貸与する成果品の調査等業務名および貸与予定時期は、次のとおりとする。

調査等業務名	貸与予定時期 (注)	備考
〇〇地区〇〇測量	契約締結後貸与	
〇〇地区〇〇道路概略設計	平成〇年〇月	

注) 履行期間中の調査等業務については、貸与可能予定時期を記載する。

### 2-3 路線測量

#### 2-3-1 設計条件

設計条件は、下記のとおりとする。 (注1)

##### (1) 本線

- 1) 道路規格：第〇種 第〇級 A or B
- 2) 設計速度：V=〇〇 km/h
- 3) 車線数：完成〇〇車線、暫定〇〇車線 (注2)

##### (2) 連絡施設

ランプ規格：▽▽

##### (3) 休憩施設

ランプ規格：△△

注1. 本業務で実施する道路、連絡等施設の設計条件を記載する。

注2. 暫定施工の場合は、完成車線数と暫定車線数を記載する。

### 2-4 第1種中心線測量B

概略図面にて示す区間のうち、第1種中心線測量Bの区間は下記の通りである。

区 間	上下区分	摘 要
STA〇〇+〇〇~STA〇〇+〇〇		
STA〇〇+〇〇~STA〇〇+〇〇		
STA〇〇+〇〇~STA〇〇+〇〇		

## 2-5 中心杭の間隔

中心杭の設置間隔は、本線20m、ランプ10mとする。

## 2-6 横断測量

STA○○○+○○からSTA○○○+○○(サーピエリア予定地)の横断観測幅は、○○mとする。

注) 中心から大きく測量結果を必要とする場合に記入する。また、中心線を検討する場合も同様に記入する。

## 2-7 補償費等

共通仕様書1-18-1及び1-18-2により、補償費等を地元関係者(以下「支払対象者」という。)へ支払う場合(以下「補償等支払業務」という。)は次のとおりとする。

### 2-7-1 支払責任者

管理技術者は、補償等支払業務の責任者(以下「支払責任者」という。)として、監督員と密接な連絡を保ち、現地の状況に精通するとともに、地元との関係に留意し、調査等の業務及び補償費等支払業務の実施に支障をきたすことのないよう配慮しなければならない。

支払責任者は、監督員に提出する書類等の補償費支払業務の処理状況を常に明らかにしておかなければならない。

支払責任者は、自己の職員のうちから補償等支払業務を実施する作業員(以下「支払作業員」という。)を選任し、その統括及び指揮を行わなければならない。

### 2-7-2 貸与資料

監督員は支払責任者に対し、補償費支払業務に必要な土地の位置を示す図面等を貸与するものとし、支払責任者は責任を持ってこれを管理し、補償費支払業務完了後、速やかに監督員に返納しなければならない。

### 2-7-3 補償費等支払調書の作成

支払責任者及び支払作業員(以下「支払責任者等」という。)は、支払対象者及び土地の状況を正確に把握するために事前調査を実施のうえ、補償費等支払調書(様式第1号)を作成し、監督員に提出し承諾を得なければならない。

### 2-7-4 補償等の単価

内訳書の補償費等の単価は以下に示すとおりとする。なお、受注者は測量の土地使用料、立会謝金を支払対象者に支払う場合は、以下の単価で得られた額に下表に示す課税区分により消費税及び地方消費税相当額を加算して支払うものとする。

立会謝金として、中心杭等の確認のために立会時間及び立会場所までの往復に通常要する時間の合計が4時間を越える場合は全日分、4時間未満は半日分をそれぞれ支払うものとする。

また、調査実施に伴う踏荒し補償費、立木伐採補償費及びこれらに伴う立会謝金を土地所有者に支払う事態が発生した場合は、これらに要する費用については、別途監督員と協議するものとする。

工種・名称・細目	単位	単価(円)	摘要
路線測量 補償費 中心杭 宅地	本		
路線測量 補償費 中心杭 水田	本		
路線測量 補償費 中心杭 畑	本		
路線測量 補償費 中心杭 山林	本		
立会謝金(全日分)	人日		
立会謝金(半日分)	人日		

【課税区分】

種別	課税	非課税	備考
立会謝金	○		
測量杭打切り補償		○	(注1)
踏み荒し補償		○	
立木伐採補償		○	

注1) 試用期間が1ヶ月未満の場合は課税

2-7-5 土地使用承諾書等

支払責任者等は、測量杭等の設置に伴う私有地等の使用について、支払対象者の内諾を得たときは、ただちに土地使用承諾書(様式第2号)及び補償費等請求書(様式第3-1号)に当該支払対象者の署名、押印を求めなければならない。

2-7-6 現地立会

(1) 支払責任者は、地元関係者等の現地立会を求めるときは、立会を求める目的、立会者の氏名、住所及び立場等を記載した立会承諾願(様式第4号)をあらかじめ監督員に提出し承諾を得るものとする。

(2) 支払責任者等は、支払対象者の現地立会を受けたときは、立会終了後に立会証明書(様式第5-1号)及び立会謝金請求書(様式第5-2号)に該当支払対象者の署名、押印を求めなければならない。

2-7-7 補償等領収書の徴収

支払責任者等は、補償費等の支払いに際し、個人別に補償費等領収書(様式第3-2号)及び立会謝金領収書(様式第5-3号)を徴収しなければならない。

2-7-8 補償費等支払明細書の作成

支払責任者等は、補償費等支払業務完了後、補償費等支払明細書(様式第6号)を作成しなければならない。

2-7-9 補償費等支払業務の打ち切り

支払責任者等は、補償費等支払業務について、支払対象者の不在、不明及び金銭の受け取り拒否等の理由により、支払業務の続行が不可能となった場合は、速やかに監督員に報告し、その処理方法について監督員の指示に従わなければならない。

2-7-10 補償費等未払調書の作成

支払責任者等は、前項の規定により支払業務を打ち切ったものについては、補償費等未払調書(様式第7号)を作成しなければならない。

#### 2-7-1 1 補償費等支払業務報告書

支払責任者等は、補償費等支払業務完了後、速やかに補償費等支払業務報告書(様式第8号)を作成し監督員に提出しなければならない。

#### 2-7-1 2 補償費等の精算

補償費等の精算については、本特記仕様書2-9-8の補償費等支払業務明細書(様式第6号)により、監督員が認めた工種、名称、細目及び数量で行うものとする。

#### 2-8 打合せ

打合せは下記の段階において行うものとし、費用については関連単価に含むものとし別途支払わないものとする。なお、現地踏査後及び業務完了時には管理技術者が立ち会うこととする

- (1) 現地踏査後
- (2) 現地作業終了時
- (3) 業務完了時(成果品納入時)

注) 業務内容に応じて増減する。

#### 2-9 一時中止

受注者は、契約書第20条に関連する事象が発生した場合、状況を速やかに監督員に報告しなければならない。なお、一時中止の措置は、共通仕様書1-26調査等の一時中止による。

補償費等支払調書

監督員	補助監督員	主任管理員	管理技術者

(調査等名)  
 (請負人名)

(作業期間)

No. \_\_\_\_\_

整理番号	支払対象者名	名称 細目	踏荒し補償費		立木伐採補償費		土地使用料				左記に伴う立会謝金			合計金額 (円)	備考	
			金額小計 (円)	金額小計 (円)	金額小計 (円)	宅地	田	畑	山林	金額小計 (円)	半日	全日	金額小計 (円)			
1		単価														
		数量														
		金額														
2		数量														
		金額														
3		数量														
		金額														
4		数量														
		金額														
5		数量														
		金額														
6		数量														
		金額														
7		数量														
		金額														
8		数量														
		金額														
9		数量														
		金額														
10		数量														
		金額														
合計																

※消費税及び地方消費税相当額の課税対象となる補償費については、その相当額を含めた額を単価として記入するとする。

(規格はA3版とする)



## 土地 使用 承諾 書

中日本高速道路株式会社起業による(道路名又は路線名を記入)建設のため、下記表示の土地の使用については、下記により承諾します。

### 記

1. 下記表示の基準点杭、中心杭、路線標識及び用地幅杭等(以下「工作物」という。)を設置すること。
2. この工作物は、中日本高速道路株式会社が使用し、土地使用期間は、基準点杭の場合は(道路名又は路線名を記入)建設完成までとし、その他の工作物の場合は当該土地の買収時までとする。  
 なお、これらの工作物(用地幅杭を除く)は、使用期間が終了後、中日本高速道路株式会社が撤去する。
3. 土地の使用については、土地使用料をもって工作物を設置することとし、その他のいかなる名目をもって、中日本高速道路株式会社に対して金銭、その他の要求をしない。

以上、今後のために、この承諾書を提出します。

平成 年 月 日

住所

氏名

印

中日本高速道路株式会社 ○○支社

事務所長 殿

### 土 地 の 表 示

所 在 ・ 番 地	現況地目	工作物の種類・番号	土地使用料 (円)	摘 要
合 計				

様式第3-1号

### 補償費等請求書

一金 ○○○ 円也

ただし、中日本高速道路株式会社起業の（調査等名）○○○ に伴う補償費等として、上記金額を請求します。

平成 年 月 日

住所

氏名

印

内 訳

工種・名称・細目	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
合 計					

様式第3-2号

### 補償費等領収書

一金 ○○○ 円也

ただし、中日本高速道路株式会社起業の（調査等名）○○○ に伴う補償費等として、上記金額を領収しました。

平成 年 月 日

(請負人名) 殿

住所

氏名

印

(規格はA4版とする)

監督員 ○○ ○○ 殿

請負人

管理技術者

印

立会承諾願

(調査等名)

標記調査等の実施にあたり、次のとおり現地立会の必要があるので、ご承諾願います。

立会日時	立会場所	立会者名	立会者住所	立会目的	備考

(規格はA4版とする)

様式第5-1号

### 立会証明書

私は中日本高速道路株式会社起業の（調査等名）〇〇〇 に伴う現地立会に、次のとおり出席したことを証明します。

（請負人名） \_\_\_\_\_ 殿

平成 年 月 日

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

（立会内容）

日時 \_\_\_\_\_ 平成 年 月 日 時～ 時

場所 \_\_\_\_\_

目的 \_\_\_\_\_

様式第5-2号

### 立会謝金請求書

\_\_\_\_\_ 一金 〇〇〇 \_\_\_\_\_ 円也

ただし、中日本高速道株式会社起業の（調査等名）〇〇〇 に伴う立会謝金として、上記金額を請求します。

平成 年 月 日

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

様式第5-3号

### 立会謝金領収書

\_\_\_\_\_ 一金 〇〇〇 \_\_\_\_\_ 円也

ただし、中日本高速道路株式会社起業の（調査等名）〇〇〇 に伴う立会謝金として、上記金額を領収しました。

平成 年 月 日

（請負人名） \_\_\_\_\_ 殿

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

（規格はA4版とする）

補償費等支払明細書

監督員	補助監督員	主任管理員	管理技術者

(調査等名)  
 (請負人名)

(作業期間)

No. \_\_\_\_\_

整理番号	支払対象者名	名称 細目	踏荒し補償費		立木伐採補償費		土地使用料				左記に伴う立会謝金			合計金額 (円)	備考		
			金額小計 (円)	金額小計 (円)	金額小計 (円)	宅地	田	畑	山林	金額小計 (円)	半日	全日	金額小計 (円)				
1		単価															
		数量															
		金額															
2		数量															
		金額															
3		数量															
		金額															
4		数量															
		金額															
5		数量															
		金額															
6		数量															
		金額															
7		数量															
		金額															
8		数量															
		金額															
9		数量															
		金額															
10		数量															
		金額															
合計																	

※消費税及び地方消費税相当額の課税対象となる補償費については、その相当額を含めた額を単価として記入するとする。

(規格はA3版とする)

補償費等未払調書

監督員	補助監督員	主任管理員	管理技術者

(調査等名)

(請負人名)

(作業期間)

No. \_\_\_\_\_

整理番号	支払対象者名	名称 細目	踏荒し補償費		立木伐採補償費		土地使用料				左記に伴う立会謝金			合計金額 (円)	備考		
			金額小計 (円)	金額小計 (円)	金額小計 (円)	宅地	田	畑	山林	金額小計 (円)	半日	全日	金額小計 (円)				
1		単価															
		数量															
		金額															
2		数量															
		金額															
3		数量															
		金額															
4		数量															
		金額															
5		数量															
		金額															
6		数量															
		金額															
7		数量															
		金額															
8		数量															
		金額															
9		数量															
		金額															
10		数量															
		金額															
合計																	

※消費税及び地方消費税相当額の課税対象となる補償費については、その相当額を含めた額を単価として記入するとする。

(規格はA3版とする)

監督員 ○○ ○○ 殿

請負人

管理技術者

印

### 補償費等支払業務報告書

(調査等名)

標記調査等の実施に伴う補償費等の支払業務を完了しましたので、下記のとおり報告します。

#### 記

1. 補償費等支払調書	[様式第1号]	1部
2. 土地使用承諾書	[様式第2号]	1部
3. 補償費等請求書(写)	[様式第3-1号]	1部
4. 補償費等領収書(写)	[様式第3-2号]	1部
5. 立会承諾願	[様式第4号]	1部
6. 立会証明書(写)	[様式第5-1号]	1部
7. 立会謝金請求書(写)	[様式第5-2号]	1部
8. 立会謝金領収書(写)	[様式第5-3号]	1部
9. 補償費等支払明細書	[様式第6号]	1部
10. 補償費等未払調書	[様式第7号]	1部

以上

(規格はA4版とする)

## 第2章 業務細部に関する事項 **【土質地質調査の場合】**

### 2-1 業務の内容

本業務は、〇〇地区の道路詳細設計を実施するにあたり、土質区分を決定するため実施する調査である。調査の実施にあたっては、共通仕様書第3章土質地質調査を適用する。

注1) 調査結果の使用目的を記入する。

### 2-2 適用すべき諸基準

共通仕様書3-2-1適用すべき諸基準に下記を追加する。

名称	発行所	発行年月日	備考

注1) 本業務の履行に必要な諸基準（地方自治体の条例・規定（主として非売品）、支社又は事務所の統一事項等）を記載する。

### 2-3 資料の貸与

共通仕様書3-2-2「資料の貸与」に基づく貸与資料は、下記の調査等業務による成果品等である。

調査等業務名	貸与予定時期 (注1)	備考
〇〇地区路線測量	契約締結後貸与	
〇〇地区第一次土質調査	平成〇年〇月	

注1) 履行期間中の調査等業務については、貸与可能予定時期を記載する。

### 2-4 補償費等

共通仕様書1-18-1及び1-18-2により、補償費等を地元関係者(以下「支払対象者」という。)へ支払う場合(以下「補償等支払業務」という。)は次のとおりとする。

#### 2-4-1 支払責任者

管理技術者は、補償等支払業務の責任者(以下「支払責任者」という。)として、監督員と密接な連絡を保ち、現地状況に精通するとともに、地元との関係に留意し、調査等の業務及び補償費等支払業務の実施に支障をきたすことのないよう配慮しなければならない。

支払責任者は、監督員に提出する書類等の補償費支払業務の処理状況を常に明らかにしておかなければならない。

支払責任者は、自己の職員のうちから補償等支払業務を実施する作業員(以下「支払作業員」という。)を選任し、その統括及び指揮を行わなければならない。

#### 2-4-2 貸与資料

監督員は支払責任者に対し、補償費支払業務に必要な土地の位置を示す図面等を貸与するものとし、支払責任者は責任を持ってこれを管理し、補償費支払業務完了後、速やかに監督員に返納しなければならない。



### 2-4-3 補償費等支払調書の作成

支払責任者及び支払作業員(以下「支払責任者等」という。)は、支払対象者及び土地の状況を正確に把握するために事前調査を実施のうえ、補償費等支払調書(様式第1号)を作成し、監督員に提出し承諾を得なければならない。

### 2-4-4 補償等の単価

内訳書の補償費等の単価は以下に示すとおりとする。なお、受注者は土質調査等の土地使用料、立会謝金を支払対象者に支払う場合は、以下の単価で得られた額に下表に示す課税区分により消費税及び地方消費税相当額を加算して支払うものとする。この土質調査等の土地使用料の単価には、立会謝金相当額が含まれているので、土質調査等の土地使用料を支払対象者に支払う場合には、別途立会謝金を支払わないものとする。

また、調査実施に伴う踏荒し補償費、立木伐採補償費及びこれらに伴う立会謝金を土地所有者に支払う事態が発生した場合は、これらに要する費用については、別途監督員と協議するものとする。

工種・名称・細目	単位	単価(円)	摘要
土質地質調査 補償費 機械ボーリング 畑	地点		立会謝金を含む。
土質地質調査 補償費 機械ボーリング 山林	地点		立会謝金を含む。

#### 【課税区分】

種別	課税	非課税	備考
土地使用料	○		(注1)
踏み荒らし補償		○	
立木伐採補償		○	

注1. 使用期間が1ヶ月以上の場合は非課税

### 2-4-5 土地使用承諾等

支払責任者等は、調査ボーリング作業に伴う私有地等の使用について、支払対象者の内諾を得たときは、ただちに土地使用承諾書(様式第2号)及び補償費等請求書(様式第3-1号)に当該支払対象者の署名、押印を求めなければならない。

### 2-4-6 現地立会

(1) 支払責任者は、地元関係者等の現地立会を求めるときは、立会を求める目的、立会者の氏名、住所及び立場等を記載した立会承諾願(様式第4号)をあらかじめ監督員に提出し承諾を得るものとする。

(2) 支払責任者等は、支払対象者の現地立会を受けたときは、立会終了後に立会証明書(様式第5号)に該当支払対象者の署名、押印を求めなければならない。

### 2-4-7 補償等領収書の徴収

支払責任者等は、補償費等の支払いに際し、個人別に補償費等領収書(様式第3-2号)を徴収しなければならない。

### 2-4-8 補償費等支払明細書の作成

支払責任者等は、補償費等支払業務完了後、補償費等支払明細書(様式第6号)を作成しなければならない。

#### 2-4-9 補償費等支払業務の打ち切り

支払責任者等は、補償費等支払業務について、支払対象者の不在、不明及び金銭の受け取り拒否等の理由により、支払業務の続行が不可能となった場合は、速やかに監督員に報告し、その処理方法について監督員の指示に従わなければならない。

#### 2-4-10 補償費等未払調書の作成

支払責任者等は、前項の規定により支払業務を打ち切ったものについては、補償費等未払調書(様式第7号)を作成しなければならない。

#### 2-4-11 補償費等支払業務報告書

支払責任者等は、補償費等支払業務完了後、速やかに補償費等支払業務報告書(様式第8号)を作成し監督員に提出しなければならない。

#### 2-4-12 補償費等の精算

補償費等の精算については、本特記仕様書2-4-8の補償費等支払業務明細書(様式第6号)により、監督員が認めた工種、名称、細目及び数量により行うものとする。

### 2-5 打合せ

打合せは下記とおりに行うものとする。

- (1) 業務着手時及び業務完了時には管理技術者が立ち会うこと。
- (2) 打合せ場所は、中日本高速道路株式会社〇〇事務所で行うものとする。ただし、打合せ場所の変更を監督員が指示した場合は、受注者は、これに従わなければならない。(注1)
- (3) 打合せの回数は、原則として〇〇回とする。
- (4) 打合せ回数の増減に伴う費用は、別途監督員と協議することとする。

注1) 〇〇事務所又は〇〇支社等具体的な打合せ場所を記載する。

### 2-6 一時中止

受注者は、契約書第20条に関連する事象が発生した場合、状況を速やかに監督員に報告しなければならない。なお、一時中止の措置は、共通仕様書1-26調査等の一時中止による。

補償費等支払調書

監督員	補助監督員	主任管理員	管理技術者

(調査等名)  
 (請負人名)

(作業期間)

No. \_\_\_\_\_

整理番号	支払対象者名	名称 細目	踏荒し補償費		立木伐採補償費				調査等土地使用料				左記に伴う立会謝金			合計金額 (円)	備考
			金額小計 (円)	金額小計 (円)	宅地	畑	山林	金額小計 (円)	半日	全日	金額小計 (円)	金額小計 (円)					
1		単価															
		数量															
		金額															
2		数量															
		金額															
3		数量															
		金額															
4		数量															
		金額															
5		数量															
		金額															
6		数量															
		金額															
7		数量															
		金額															
8		数量															
		金額															
9		数量															
		金額															
10		数量															
		金額															
合計																	

※消費税及び地方消費税相当額の課税対象となる補償費については、その相当額を含めた額を単価として記入するとする。

※土質調査等土地使用料の単価には、立会謝金相当額が含まれている。

(規格はA3版とする)

## 土地 使用 承諾 書

中日本高速道路株式会社起業による(道路名又は路線名を記入)建設のため、下記表示の土地の使用については、下記により承諾します。

### 記

1. 下記表示の土地を〇〇株式会社がボーリング調査のために使用すること。
  2. ボーリング調査地点の占有面積は、20㎡とし、ボーリング調査完了後は、〇〇株式会社において現地整備のうえ、返還すること。
  3. 土地の使用料については、ボーリング調査完了後の現地確認をもって支払うものとする。
- なお、その他のいかなる名目においても、金銭、その他の要求をしない。

以上、今後のために、この承諾書を提出します。

平成 年 月 日

住所

氏名

印

中日本高速道路株式会社 〇〇支社

事務所長 殿

### 土 地 の 表 示

所 在 ・ 番 地	現況地目	ボーリング調査番号	土地使用料 (円)	摘 要
				立会謝金を含む
合 計				

様式第3-1号

### 補償費等請求書

一金 ○○○ 円也

ただし、中日本高速道株式会社起業の（調査等名）○○○ に伴う補償費等として、上記金額を請求します。

平成 年 月 日

住所

氏名

印

内 訳

工種・名称・細目	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
合 計					

様式第3-2号

### 補償費等領収書

一金 ○○○ 円也

ただし、中日本高速道路株式会社起業の（調査等名）○○○ に伴う補償費等として、上記金額を領収しました。

平成 年 月 日

(請負人名) 殿

住所

氏名

印

(規格はA4版とする)

監督員 ○○ ○○ 殿

請負人

管理技術者

印

立会承諾願

(調査等名)

標記調査等の実施にあたり、次のとおり現地立会の必要があるので、ご承諾願います。

立会日時	立会場所	立会者名	立会者住所	立会目的	備考

(規格はA4版とする)

## 立会証明書

私は中日本高速道路株式会社起業の（調査等名）〇〇〇 に伴う現地立会に、次のとおり出席したことを証明します。

（請負人名） \_\_\_\_\_ 殿

平成 年 月 日

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

（立会内容）

日時 \_\_\_\_\_ 平成 年 月 日 時～ 時

場所 \_\_\_\_\_

目的 \_\_\_\_\_

（規格はA4版とする）

補償費等支払明細書

監督員	補助監督員	主任管理員	管理技術者

(調査等名)  
 (請負人名)

(作業期間)

No. \_\_\_\_\_

整理番号	支払対象者名	名称 細目	踏荒し補償費		立木伐採補償費		調査等土地使用料					左記に伴う立会謝金			合計金額 (円)	備考	
			金額小計 (円)	金額小計 (円)	金額小計 (円)	宅地	田	畑	山林	金額小計 (円)	半日	全日	金額小計 (円)				
1		単価															
		数量															
		金額															
2		数量															
		金額															
3		数量															
		金額															
4		数量															
		金額															
5		数量															
		金額															
6		数量															
		金額															
7		数量															
		金額															
8		数量															
		金額															
9		数量															
		金額															
10		数量															
		金額															
合計																	

※消費税及び地方消費税相当額の課税対象となる補償費については、その相当額を含めた額を単価として記入するとする。

※土質調査等土地使用料の単価には、立会謝金相当額が含まれている。

(規格はA3版とする)



補償費等未払調書

監督員	補助監督員	主任管理員	管理技術者

(調査等名)  
 (請負人名)

(作業期間)

No. \_\_\_\_\_

整理番号	支払対象者名	名称 細目	踏荒し補償費		立木伐採補償費				調査等土地使用料				左記に伴う立会謝金			合計金額 (円)	備考
			金額小計 (円)	金額小計 (円)	宅地	田	畑	山林	金額小計 (円)	半日	全日	金額小計 (円)	金額小計 (円)				
1		単価															
		数量															
		金額															
2		数量															
		金額															
3		数量															
		金額															
4		数量															
		金額															
5		数量															
		金額															
6		数量															
		金額															
7		数量															
		金額															
8		数量															
		金額															
9		数量															
		金額															
10		数量															
		金額															
合計																	

※消費税及び地方消費税相当額の課税対象となる補償費については、その相当額を含めた額を単価として記入するとする。

※土質調査等土地使用料の単価には、立会謝金相当額が含まれている。

(規格はA3版とする)

監督員 ○○ ○○ 殿

請負人

管理技術者

印

### 補償費等支払業務報告書

(調査等名)

標記調査等の実施に伴う補償費等の支払業務を完了しましたので、下記のとおり報告します。

#### 記

1. 補償費等支払調書	[様式第1号]	1部
2. 土地使用承諾書	[様式第2号]	1部
3. 補償費等請求書(写)	[様式第3-1号]	1部
4. 補償費等領収書(写)	[様式第3-2号]	1部
5. 立会承諾願	[様式第4号]	1部
6. 立会証明書(写)	[様式第5号]	1部
9. 補償費等支払明細書	[様式第6号]	1部
10. 補償費等未払調書	[様式第7号]	1部

以 上

(規格はA4版とする)

## 第2章 業務細部に関する事項 **【幅杭設計の場合】**

### 2-1 業務の内容

本業務は、〇〇の成果品に基づく幅杭設計である。設計にあたっては、共通仕様書5-3-5 幅杭設計、5-5 附帯工設計、5-7 構造物設計を適用する。

注1. 〇〇には、前段設計の概略設計、協議用図面作成A又は協議用図面作成Bを記載する。

注2. \_\_\_\_\_には、本業務に必要な共通仕様書の設計種別を記載する。

### 2-2 適用すべき諸基準

共通仕様書5-2-1 適用すべき諸基準に下記を追加する。

名称	発行所	発行年月	備考

注1. 本業務の履行に必要な諸基準（地方自治体の条例・規定（主として非売品）、支社又は事務所の統一事項等）を記載する。

### 2-3 貸与資料

共通仕様書5-2-3「資料の貸与」に基づく貸与資料は、下記の調査等業務による成果品等である。

ただし、履行期間中の調査等業務について、その成果品等の貸与予定時期は次のとおりとする。

調査等業務名	貸与予定時期 (注1)	備考
〇〇地区路線測量	契約締結後貸与	
〇〇地区詳細測量	平成〇年〇月	

注1. 履行期間中の調査等業務については、貸与可能予定時期を記載する。

### 2-4 幅杭設計

#### 2-4-1 設計条件

設計条件は、下記のとおりとする (注1)。

##### (1) 本線

- 1) 道路規格 : 第〇種 第〇級 AorB
- 2) 設計速度 :  $V=〇〇 \text{ km/h}$
- 3) 車線数 : 完成〇〇車線、暫定〇〇車線 (注2)
- 4) 計画交通量 : 〇〇台/日

##### (2) 連絡施設 (注3)

- 1) ランプ規格 : ▽▽
- 2) 計画交通量 : 〇〇台/日

##### (3) 休憩施設 (注4)

- 1) ランプ規格 : △△
- 2) 計画交通量 : 〇〇台/日

注1. 本業務で設計する道路、連絡等施設の設計条件を記載する。

注2. 暫定施工の場合は、完成車線数と暫定車線数を記載する。

注3. 本業務で設計する場合に記載する。

注4. 休憩施設の規模を計画する場合は、1) を記載しない。

## 2-5 附帯工設計

### 2-5-1 概略附帯工設計

#### (1) 概略一般図作成 溝渠工

##### (i) 設計種別

溝渠工の設計種別等は、次のとおりとする。

設計種別	設計区分	単位	数量	内空断面(m)	斜角	断面形状	位置	備考
ボックスカルバート	△	基		00×00		一連一層	STA〇〇	
門型カルバート	△	基		00×00			STA〇〇	
アーチカルバート	△	基		00×00			STA〇〇	
パイプカルバート	—	基		00×00			STA〇〇	

注1. ボックスカルバート等の設計区分△には、下記の設計区分より記載する。

注2. 断面形状は、一連一層等を記載する。

##### (ii) 設計区分

設計区分	内容
A	標準図集が使用できない
B	標準図集が準用できる
C	標準図集が使用できる
D	プレキャスト製品を使用するもの

#### (2) 概略一般図作成 擁壁工

擁壁工の形式は、次のとおりとする。

形式	単位	数量	位置	備考
重力式擁壁	断面		STA〇〇付近	
扶壁式擁壁	断面		STA〇〇付近	
逆T式擁壁	断面		STA〇〇付近	
もたれ式擁壁	断面		STA〇〇付近	

### 2-5-2 付替・取付道水路設計

付替・取付道水路等の設計区分は、次のとおりとする。

設計区分	単位	数量	幅員(m)	位置	備考
付替・取付道路(簡単なもの)	箇所			STA〇〇付近	
付替・取付道路(延長50mまで)	箇所			STA〇〇付近	
付替・取付道路(延長50m~100m)	箇所			STA〇〇付近	
付替・取付道路(延長100m~200m)	箇所			STA〇〇付近	
付替・取付道路(延長200m以上)	km			STA〇〇付近	
付替・取付水路(簡単なもの)	箇所			STA〇〇付近	

設計区分	単位	数量	幅員(m)	位置	備考
付替・取付水路(延長50mまで)	箇所			STA〇〇付近	
付替・取付水路(延長50m~100m)	箇所			STA〇〇付近	
付替・取付水路(延長100m~200m)	箇所			STA〇〇付近	
付替・取付水路(延長200m以上)	km			STA〇〇付近	
付替・取付水路(併設、延長200m以上)	km			STA〇〇付近	

### 2-5-3 詳細図作成

詳細図作成の設計区分は、次のとおりとする。

設計区分	単位	数量	主な詳細図の内容	備考
用排水工詳細図作成	枚		有鉄構造物の用排水工	
のり面保護工詳細図作成	枚		コンクリートブロック積工	

### 2-5 協議用資料作成

協議用資料作成は、次のとおりとする。

項目	関係機関	内容
協議用資料作成	国交省〇〇地方整備局	河川協議に必要となる図面及び資料の作成
	〇〇県〇〇事務所	交差点協議に必要となる図面及び資料の作成

#### 2-5-1 業務量の目安

協議用資料作成における業務量の目安は下表のとおりとする。

項目	単位	技師B換算	摘要
協議用資料作成	式	〇人・日	

注1. 仕様書に定めのない定形外業務についてはプロポーザル方式を基本とするが、軽微な業務等で参考業務歩掛りを採用している場合には、業務量の目安を記載する。

### 2-6 設計打合せ

設計打合せは下記とおり行うものとする。

- (1) 業務着手時及び業務完了時には管理技術者が立ち会うこと。
- (2) 打合せ場所は、中日本高速道路株式会社〇〇事務所で行うものとする。ただし、打合せ場所の変更を監督員が指示した場合は、受注者は、これに従わなければならない。(注1)
- (3) 打合せの回数は、原則として〇〇回とする。
- (4) 打合せ回数の増減に伴う費用は、別途監督員と協議することとする。

注1. 〇〇事務所又は〇〇支社等具体的な打合せ場所を記載する。

### 2-7 条件及び設計図書の変更

受注者は、契約書第18条及び19条に関連する事項が発生した場合、調査等打合簿(様式第1-4号)に内容を記載し、監督員の確認を求めなければならない。条件及び設計図書の変更措置は、共通仕様書1-24による。

## 2-8 成果品

### 2-8-1 付帯工設計

付帯工設計の成果品のうち溝渠工及び擁壁工の仕様及び部数等は共通仕様書5-5-11に規定する成果品一覧表に関わらず、次のとおりとする。

#### 溝渠工

成果品項目	縮尺 (分の1)	図面の 大きさ	縮小版	成果品数 (白焼)	摘要
概略一般図	適宜	B1	A3	1	原図の提出は不要

#### 擁壁工

成果品項目	縮尺 (分の1)	図面の 大きさ	縮小版	成果品数 (白焼)	摘要
概略一般図	適宜	B1	A3	1	原図の提出は不要

## 第2章 業務細部に関する事項 【道路詳細設計の場合】

### 2-1 業務の内容

#### ○【協議用図面作成後の詳細設計】の場合（注1）

本業務は、別に貸与する1：1,000実測地形図を使用した協議用図面作成（A or B）後の道路詳細設計（完成施工型 or 暫定施工型）、連絡等施設詳細設計及び附帯工詳細設計である。設計にあたっては、共通仕様書5-3-6 協議用図面作成後の詳細設計、5-4-6 協議用図面作成後の詳細設計、5-5 附帯工設計を適用する。

注1. \_\_\_\_\_には、本業務に必要な共通仕様書の設計種別を記載する。

#### ○【幅杭設計後の詳細設計】の場合（注1）

本業務は、別に貸与する1：1,000実測地形図を使用した幅杭設計後の道路詳細設計（道路設計A or B）、連絡等施設詳細設計及び附帯工設計である。設計にあたっては、共通仕様書5-3-7 幅杭設計後の詳細設計、5-4-7 幅杭設計後の連絡等施設詳細設計及び5-5 付帯工設計を適用する。

注1. \_\_\_\_\_には、本業務に必要な共通仕様書の設計種別を記載する。

### 2-2 適用すべき諸基準

共通仕様書5-2-1 適用すべき諸基準に下記を追加する。

名 称	発行所	発行年月	備 考

注1. 本業務の履行に必要な諸基準（地方自治体の条例・規定（主として非売品）、支社又は事務所の統一事項等）を記載する。

### 2-3 資料の貸与

共通仕様書5-2-3「資料の貸与」に基づく貸与資料は、下記の調査等業務による成果品等である。

調査等業務名	貸与予定時期（注1）	備 考
〇〇地区路線測量	契約締結後貸与	
〇〇地区道路概略設計	契約締結後貸与	
〇〇地区協議用図面作成	平成〇年〇月	
〇〇地区詳細測量	平成〇年〇月	
〇〇地区幅杭測量	平成〇年〇月	

注1. 履行期間中の調査等業務については、貸与可能予定時期を記載する。

2-4 詳細設計

2-4-1 設計条件

設計条件は、下記のとおりとする。(注1)

- (1) 本線
  - 1) 道路規格：第○種第○級A or B
  - 2) 設計速度：V=○○ km/h
  - 3) 車線数：完成○○車線、暫定○○車線(注2)
  - 4) 計画交通量：○○台/日
- (2) 連絡施設(注3)
  - 1) ランプ規格：▽▽
  - 2) 計画交通量：○○台/日
- (3) 休憩施設(注4)
  - 1) ランプ規格：△△
  - 2) 計画交通量：○○台/日

注1. 本業務で設計する道路、連絡等施設の設計条件を記載する。

注2. 暫定施工の場合は、完成車線数と暫定車線数を記載する。

注3. 本業務で設計する場合に記載する。

注4. 休憩施設の規模を計画する場合は、1) を記載しない。

2-4-2 用地幅調書作成(注1)

用地幅調書の作成にあたっては、共通仕様書5-3-5(8)に準じて作成するものとする。

注1. 協議用図面作成後の詳細設計は、記載・計上する。

2-5 附帯工設計

注1. 本業務の区間内必要な附帯工工種を記載する。

2-5-1 溝渠工設計

溝渠工の設計種別は次のとおりとする。

設計種別	設計区分	単位	数量	内空断面(m)	斜角	断面形状	位置	備考
ボックスカルバート	△	基		○○×○○		一連一層	STA○○	
	△	基		○○×○○		一連一層	STA○○	
アーチカルバート	△	基		○○×○○			STA○○	
プレキャストアーチカルバート	—	基		○○×○○			STA○○	
パイプカルバート	—	基		○○×○○				

注1. ボックスカルバート等の設計区分△には下記の設計区分より記載する。

注2. 断面形状は、一連一層等を記載する。

注3. 本業務の履行に必要な設計種別を記載する。



## (2) 設計区分

設計区分は次のとおりとする。

設計区分	内 容
A	標準図集が使用できない
B	標準図集が準用できる
C	標準図集が使用できる
D	プレキャスト製品を使用するもの

### 2-5-2 擁壁工設計

擁壁工の設計は、次のとおりとする。

形 式	単位	数量	位 置	備 考
重力式擁壁	断面		STA〇〇付近	
扶壁式擁壁	断面			
逆T式擁壁	断面			
もたれ式擁壁	断面			

### 2-5-3 付替・取付道水路設計

付替・取付道水路の設計対象と設計区分は、次のとおりである。(注1)

位 置	単位	数量	幅員(m)	備 考(設 計 区 分)
STA〇〇付近	箇所			付替・取付道路(簡単なもの)
STA〇〇付近	箇所			付替・取付道路(延長50mまで)
STA〇〇付近	箇所			付替・取付道路(延長50m~100m)
STA〇〇付近	箇所			付替・取付道路(延長100m~200m)
STA〇〇付近	Km			付替・取付道路(延長200m以上)
STA〇〇付近	箇所			付替・取付水路(簡単なもの)
STA〇〇付近	箇所			付替・取付水路(延長50mまで)
STA〇〇付近	箇所			付替・取付水路(延長50m~100m)
STA〇〇付近	箇所			付替・取付水路(延長100m~200m)
STA〇〇付近	Km			付替・取付道路(延長200m以上)
STA〇〇付近	Km			付替・取付道水路(併設・延長200m以上)別添図

注1. 本業務の履行に必要な場合の設計区分を記載する。

注2. 履行区間を記載した1/2,000平面図を添付し、その図面名称を備考欄に記載する。

### 2-5-4 詳細図作成

詳細図作成の設計区分は、次のとおりとする。

設計区分	単位	数量	主な詳細図の内容	備 考
用排水工詳細図作成	枚		有鉄構造物の用排水工	
のり面保護工詳細図作成	枚		コンクリートブロック積工	

## 2-6 協議用資料作成

協議用資料作成は、次のとおりとする。

項目	関係機関	内容
協議用資料作成	国交省〇〇地方整備局	河川協議に必要となる図面及び資料の作成
	〇〇県〇〇事務所	交差点協議に必要となる図面及び資料の作成

### 2-6-1 業務量の目安

協議用資料作成における業務量の目安は下表のとおりとする。

項目	単位	技師B換算	摘要
協議用資料作成	式	〇人・日	

注1. 仕様書に定めのない定形外業務についてはプロポーザル方式を基本とするが、軽微な業務等で参考業務歩掛りを採用している場合には、業務量の目安を記載する。

## 2-7 設計打合せ

設計打合せは下記とおり行うものとする。

- (1) 業務着手時及び業務完了時には管理技術者が立ち会うこと。
- (2) 打合せ場所は、中日本高速道路株式会社〇〇事務所で行うものとする。ただし、打合せ場所の変更を監督員が指示した場合は、受注者は、これに従わなければならない。  
(注1)
- (3) 打合せの回数は、原則として〇〇回とする。
- (4) 打合せ回数の増減に伴う費用は、別途監督員と協議することとする。

注1. 〇〇事務所又は〇〇支社等具体的な打合せ場所を記載する。

## 2-8 条件及び設計図書の変更

受注者は、契約書第18条及び19条に関連する事項が発生した場合、調査等打合簿(様式第1-4号)に内容を記載し、監督員の確認を求めなければならない。条件及び設計図書の変更措置は、共通仕様書1-24による。

## 第2章 業務細部に関する事項 **【橋梁基本詳細設計の場合】**

### 2-1 業務の内容

本業務は、下記の成果品に基づく上部工基本・下部工詳細設計である。

なお、設計にあたっては、共通仕様書 5-7-3 基本設計、5-7-4 詳細設計を適用する。

(1) 平成〇〇年度 〇〇道路 〇〇設計 (注1)

注1. 〇〇設計には、前段設計の〇〇橋橋梁一般図作成等を記載する。

注2. \_\_\_\_\_には、本業務に必要な共通仕様書等の設計種別を記載する。

### 2-2 適用すべき諸基準

共通仕様書 5-2-1 適用すべき諸基準に下記を追加する。

名 称	発 行 所	発行年月	備 考

注1. 本業務の履行に必要な諸基準（地方自治体の条例・規定（非売品）、支社又は事務所の統一事項等）を記載する。

### 2-3 資料の貸与

共通仕様書 5-2-3 「資料の貸与」に基づく貸与資料は、下記の調査等業務による成果品等である。

調査等業務名	貸与予定時期（注1）	備 考
〇〇地区路線測量	契約締結後貸与	電子成果品
〇〇地区第一次土質調査	契約締結後貸与	電子成果品
〇〇地区詳細測量	平成〇年〇月	詳細平面図の貸与
〇〇橋橋梁一般図作成	平成〇年〇月	設計成果の貸与
〇〇橋橋梁一般図作成	平成〇年〇月	構造一般図の貸与

注1. 履行期間中の調査等業務については、貸与可能予定時期を記載する。

### 2-4 基本・詳細設計事前検討 **【事前検討を行う場合の記載例】**

基本・詳細設計に先立ち、次の項目について検討を行う。

#### **【検討内容の記載例】**

(1) PC 3 径間連続箱げた橋の設計において、プレキャストセグメント化について施工法を含め検討を行う。

#### 2-4-1 業務量の目安

基本・詳細設計事前検討における業務量の目安は下表のとおりとする。

項 目	単 位	技師B換算	摘 要
基本・詳細設計事前検討	式	〇人・日	

注1. 仕様書に定めのない定形外業務についてはプロポーザル方式を基本とするが、軽微な業務等で参考業務歩掛りを採用している場合には、業務量の目安を記載する。

## 2-5 基本・詳細設計

### 2-5-1 設計条件

本業務の設計条件は、次の通りとする。(注1)

- (1) 道路規格 第○種 第○級
- (2) 設計速度 V=○○km/h
- (3) 車線数 完成○○車線、暫定○○車線 (注2)
- (4) 有効幅員 ○○m×○ (注3)
- (5) 設計荷重 ○活荷重
- (6) その他 別途資料による

注1. 基本詳細設計を行うに当たり、必要な設計条件を具体的に明記する。

注2. 暫定施工の場合は、完成車線数と暫定車線数を記載する。

注3. 標準横断面図を添付する。

### 2-5-2 上部工の設計条件

本業務における上部工の設計条件は次のとおりとする。

上部工形式	橋長 (m)	斜角に よる補 正	曲線上 の橋梁 による 補正	非対称 の橋梁 による 補正	幅員によ る補正	段階施工に よる補正	現橋の拡幅 設計による 補正
PC3径間連続箱桁	○○	有り	無し	無し	無し	無し	無し

### 2-5-3 類似構造物の取扱いによる設計区分

名称	内訳書の項目	設計区分	数量	対象構造物	備考 (補正)
上部工	PC3径間連続箱桁橋	A	1連	(上) A1~P3	基準
	PC3径間連続箱桁橋	C	1連	(下) A1~P3	
	PC5径間連続中空床版橋	A	1連	(上) P3~A2	基準
	PC5径間連続中空床版橋	C	1連	(下) P3~A2	
下部工	逆T式橋台	A	1基	A1	基準
	逆T式橋台	B	1基	A2	
	柱式橋脚(張出無)	A	1基	(上) P1	基準
	柱式橋脚(張出無)	C	3基	(上)P2, (下) P1, P2	
	柱式橋脚(張出有)	A	1基	(上) P3	基準
	柱式橋脚(張出有)	B	1基	(下) P3	
	柱式橋脚(張出有)	C	2基	(上) P4, P5	
	柱式橋脚(張出有)	B	6基	(下)P6, P7 (B)P4~P7	

注1. 各設計区分毎の対象構造物を記載する。

注2. 設計区分については、構造形式決定時に確認する。

#### 2-5-4 上部工架設方法

上部工の架設方法は次の工法とする。なお、検討の結果、以下の架設方法によらない場合、別途監督員と協議する。

架設方法	対象構造物	形式
片持工法	A1～P3	PC3径間連続ラーメン箱げた橋
固定式支保工法	P3～A2	PC5径間連続中空床版橋

注1. 具体的に架設方法を明記する。

#### 2-6 動的解析

耐震安全性を照査する目的で非線形を考慮した時刻歴方法で動的解析を行う。モデル化及び節点数については設計要領第二集による。

支保条件は、ゴム支保(ラーメン構造)にて計算する。なお、検討の結果、条件が変更となった場合、別途監督員と協議する。

注1. 耐震設計を動的解析による場合は、条件を上記により示す。

#### 2-7 仮設構造物設計

仮設構造物とは橋台・橋脚施工時の締切工・土留工および仮栈橋・仮栈台(上・下部工含む)である。本業務における設計内容と位置は以下のとおりとする。なお、検討の結果、設計内容及び箇所数に変更される場合、別途監督員と協議することとする。

##### 2-7-1 締切工

(1) 河川部(二重締切) ○ヶ所,  $L = \bigcirc \bigcirc \text{m}$

注1. 具体的に明記する。

##### 2-7-2 土留工

(1) 一般部(深さ8m以上) ○ヶ所 (切梁式)

(2) 一般部(深さ8m未満) ○ヶ所 (切梁式)

注1. 切梁式かアンカー土留式かを明記する。

##### 2-7-3 仮栈橋、仮設構台

(1) 河川部( $L = \quad \text{m}$ ,  $W = \quad \text{m}$ ) ○断面

(2) 栈台( $L = \quad \text{m}$ ,  $A = \quad \text{m}^2$ ) ○断面

注1. 具体的(設計荷重、幅員等)に記載する。

#### 2-8 附帯構造物設計

対象とする附帯構造物設計は以下のとおりとする。

(1) 照明柱基礎設計 1箇所

- (2) 標識柱基礎設計 2個所
- (3) 遮音壁(H=5m) 1式
- (4) 投物防止柵設計 1式

注1. 具体的に位置、範囲を記載する。

## 2-9 透視図作成

透視図作成は、共通仕様書5-5-7透視図・鳥かん図作成を適用し作成するものとする。

構造物名	サイズ	着色回数	素回数	備考

## 2-10 協議用資料作成

協議用資料作成は、次のとおりとする。

項目	関係機関	内容
協議用資料作成	国交省〇〇地方整備局	河川協議に必要となる図面及び資料の作成
	〇〇県〇〇事務所	交差点協議に必要となる図面及び資料の作成

### 2-10-1 業務量の目安

協議用資料作成における業務量の目安は下表のとおりとする。

項目	単位	技師B換算	摘要
協議用資料作成	式	〇人・日	

注1. 仕様書に定めのない定形外業務についてはプロポーザル方式を基本とするが、軽微な業務等で参考業務歩掛りを採用している場合には、業務量の目安を記載する。

## 2-11 設計打合せ

設計打合せは下記とおり行うものとする。

- (1) 業務着手時及び業務完了時には管理技術者が立ち会うこと。
- (2) 打合せ場所は、中日本高速道路株式会社〇〇事務所で行うものとする。ただし、打合せ場所の変更を監督員が指示した場合は、受注者は、これに従わなければならない。(注1)
- (3) 打合せの回数は、原則として〇〇回とする。
- (4) 打合せ回数の増減に伴う費用は、別途監督員と協議することとする。

注1. 〇〇事務所又は〇〇支社等具体的な打合せ場所を記載する。

## 2-12 条件及び設計図書の変更

受注者は、契約書第18条及び19条に関連する事項が発生した場合、調査等打合簿(様式第1-4号)に内容を記載し、監督員の確認を求めなければならない。条件及び設計図書の変更措置は、共通仕様書1-25調査等の変更による。

## 第2章 業務細部に関する事項 【トンネル詳細設計の場合】

### 2-1 業務の内容

本業務は、〇〇設計の成果品に基づく詳細設計である。設計にあたっては、共通仕様書5-8-4詳細設計を適用する。

注1. 区間割等により複数の前設計成果品を使用する場合は複数の成果品を記載する。

注2. \_\_\_\_\_には、本業務に必要な共通仕様書の設計種別を記載する。

### 2-2 適用すべき諸基準

共通仕様書5-2-1適用すべき諸基準に下記を追記する。

名 称	発行所	発行年月日	備 考

注1. 本業務の履行に必要な諸基準（地方自治体の条例・規定（非売品）、支社又は事務所の統一事項等）を記載する。

### 2-3 資料の貸与

共通仕様書5-2-3「資料の貸与」に基づく貸与資料は、下記の調査等業務による成果品等である。

調査等業務名	貸与予定時期（注1）	備 考
〇〇地区路線測量	契約締結後貸与	
〇〇地区詳細測量	平成〇年〇月	
〇〇トンネル一般図作成	平成〇年〇月	
〇〇トンネル基本設計	平成〇年〇月	

注1. 履行期間中の調査等業務については、貸与可能予定時期を記載する。

### 2-4 詳細設計

#### 2-4-1 設計条件

設計条件は、下記のとおりとする。（注1）

(1) 道路規格 : 第〇種 第〇級 AorB

(2) 設計速度 :  $V = \text{〇〇 km/h}$

(3) 車線数 : 完成〇車線、暫定〇車線（注2）

(4) 有効幅員  $\text{〇〇 m} \times \text{〇}$ （注3）

(5) 計画交通量 :  $\text{〇〇〇 台/日}$

注1. 本業務に必要な設計条件を具体的に明記する。

注2. 暫定施工の場合は、完成車線数と暫定車線数を記載する。

注3. 標準横断面図を添付する。

## 2-5 トンネル断面設計

トンネル断面設計は、道路の幅員構成による建築限界、横断勾配、排水溝の大きさ、換気断面を考慮して内空断面の検討を行うものとする。

## 2-6 施工設備計画

### 2-6-1 工事工程表作成

工事工程表作成のサイクルタイムの算出にあたっては、土木工事積算基準に基づき算出するものとする。なお細部については監督員の指示によるものとする。

### 2-6-2 環境対策計画

工事中の環境対策計画として騒音・振動対策について計画するものとする。なお、規制基準値については次のとおりとする。

#### (1) 騒音に対する規制基準値

基準値	
昼間	夜間
〇〇dB	〇〇dB

(2) 振動に対する規制基準値は〇〇dBとする。

### 2-6-3 汚濁水処理計画

汚濁水処理計画にあたり、水質基準値は次のとおりとする。

項目	基準値
SS濃度	〇〇ppm
PH	〇〇~〇〇

## 2-7 設計打合せ

設計打合せは下記とおりに行うものとする。

- (1) 業務着手時及び業務完了時には管理技術者が立ち会うこと。
- (2) 打合せ場所は、中日本高速道路株式会社〇〇事務所で行うものとする。ただし、打合せ場所の変更を監督員が指示した場合は、受注者は、これに従わなければならない。(注1)
- (3) 打合せの回数は、原則として〇〇回とする。
- (4) 打合せ回数の増減に伴う費用は、別途監督員と協議することとする。

注1. 〇〇事務所又は〇〇支社等具体的な打合せ場所を記載する。

## 2-8 条件及び設計図書の変更

受注者は、契約書第18条及び19条に関連する事項が発生した場合、調査等打合簿(様式第1-4号)に内容を記載し、監督員の確認を求めなければならない。条件及び設計図書の変更措置は、共通仕様書1-25調査等の変更による。



## 第2章 業務細部に関する事項 **【舗装設計の場合】**

### 2-1 業務の内容

本業務は、詳細設計図及び一般工事のしゅん功図、完成図等の成果品に基づく舗装設計である。  
設計にあたっては、共通仕様書 5-5 附帯工設計、5-6 舗装設計（注2.）を適用する。

注1. 区間割等により複数の前設計成果品を使用する場合は複数の設計成果品を記載する。

注2. \_\_\_\_\_には、本業務に必要な共通仕様書の設計種別を記載する。

### 2-2 適用すべき諸基準

共通仕様書 5-2-1 適用すべき諸基準に下記を追加する。

名称	発行所	発行年月日	備考

注1. 本業務の履行に必要な諸基準（地方自治体の条例・規定（主として非売品）、支社又は事務所の統一事項等）を記載する。

### 2-3 資料の貸与

共通仕様書 5-2-3 「資料の貸与」に基づく貸与資料は、下記の調査等業務による成果品等である。

調査等業務名	貸与予定時期（注1）	備考
〇〇地区路線測量	契約締結後貸与	
〇〇地区道路詳細設計	平成〇年〇月	

注1. 履行期間中の調査等業務については、貸与可能予定時期を記載する。

### 2-4 舗装設計

設計条件は、下記のとおりとする（注1）。

#### （1）本線

- 1) 道路規格 : 第〇種 第〇級 AorB
- 2) 設計速度 :  $V=〇〇 \text{ km/h}$
- 3) 車線数 : 完成〇〇車線、暫定〇〇車線（注2）
- 4) 計画交通量 : 〇〇台/日

#### （2）連絡施設（注3）

- 1) ランプ規格 : ▽▽
- 2) 計画交通量 : 〇〇台/日

注1. 本業務で設計する道路、連絡等施設の設計条件を記載する。

注2. 暫定施工の場合は、完成車線数と暫定車線数を記載する。

注3. IC, JCT (SA, PA) については、ランプ規格を記載する。

## 2-5 詳細図作成

詳細図作成の対象は、次のとおりとする。

設計区分	単位	数量	主な詳細図の内容
用排水工詳細図	枚	〇〇	有鉄構造物の用排水工

## 2-6 協議用資料作成

協議用資料作成は、次のとおりとする。

項目	関係機関	内容
協議用資料作成	〇〇局△△部□□課	市街地平面図
	〇〇警察本部□□課	本線平面図

### 2-6-1 業務量の目安

協議用資料作成における業務量の目安は下表のとおりとする。

項目	単位	技師B換算	摘要
協議用資料作成	式	〇人・日	

注1. 仕様書に定めのない定形外業務についてはプロポーザル方式を基本とするが、軽微な業務等で参考業務歩掛りを採用している場合には、業務量の目安を記載する。

## 2-7 設計打合せ

設計打合せは下記とおり行うものとする。

- (1) 業務着手時及び業務完了時には管理技術者が立ち会うこと。
- (2) 打合せ場所は、中日本高速道路株式会社〇〇事務所で行うものとする。ただし、打合せ場所の変更を監督員が指示した場合は、受注者は、これに従わなければならない。(注1)
- (3) 打合せの回数は、原則として〇〇回とする。
- (4) 打合せ回数の増減に伴う費用は、別途監督員と協議することとする。

注1. 〇〇事務所又は〇〇支社等具体的な打合せ場所を記載する。

## 2-8 条件及び設計図書の変更

受注者は、契約書第18条及び19条に関連する事項が発生した場合、調査等打合簿(様式第1-4号)に内容を記載し、監督員の確認を求めなければならない。条件及び設計図書の変更措置は、共通仕様書1-25調査等の変更による。

## 第2章 業務細部に関する事項 **【橋梁一般図作成の場合】**

### 2-1 業務の内容

本業務は、道路概略設計の成果に基づき橋梁一般図を作成するものである。設計にあたっては、共通仕様書5-7-1 橋梁一般図作成を適用する。

注1. \_\_\_\_\_には、本業務に必要な共通仕様書の設計種別を記載する。

### 2-2 適用すべき諸基準

共通仕様書5-2-1 適用すべき諸基準に下記を追加する。

名 称	発 行 所	発行年月	備 考

注1. 本業務の履行に必要な諸基準（地方自治体の条例・規定（非売品）、支社又は事務所の統一事項等）を記載する。

### 2-3 資料の貸与

共通仕様書5-2-3「資料の貸与」に基づく貸与資料は、下記の調査等業務による成果品等である。

調査等業務名	貸与予定時期（注1）	備 考
〇〇地区路線測量	契約締結後貸与	
〇〇地区詳細測量	平成〇年〇月	

注1. 履行期間中の調査等業務については、貸与可能予定時期を記載する。

### 2-4 橋梁一般図作成

#### 2-4-1 設計条件

本業務の設計条件は、次の通りとする。（注1）

- (1) 道路区分 第〇種 第〇級
- (2) 設計速度 V=〇〇km/h
- (3) 車線数 完成〇車線、暫定〇車線（注2）
- (4) 有効幅員 〇〇m×〇 （注3）
- (5) 設計荷重 〇活荷重
- (6) 施工種別

注1. 暫定施工の場合記載する。

- (7) その他 別途資料による

注1. 本業務に必要な設計条件を具体的に明記する。

注2. 暫定施工の場合は、完成車線数と暫定車線数を記載する。

注3. 標準横断図を添付する。

## 2-4-2 設計内容

橋梁・高架橋名称	橋長 (m)		数量	交差構造物等	備考
	上り線	下り線			
〇〇橋				主要地方道〇〇線	
□□川橋				一級河川□□川	
〇〇川橋				一級河川〇〇川	
△△川橋				二級河川△△川	

注1. 数量欄には一般図作成枚数(比較案数)を記載する。

## 2-5 透視図作成

透視図作成は、共通仕様書5-5-7透視図・鳥かん図作成を適用し作成するものとする。

構造物名	サイズ	着色回数	素回数	備考

## 2-6 協議用資料作成

協議用資料作成は、次のとおりとする。

項目	関係機関	内容
協議用資料作成	国交省〇〇地方整備局	河川協議に必要となる図面及び資料の作成
	〇〇県〇〇事務所	交差点協議に必要となる図面及び資料の作成

### 2-6-1 業務量の目安

協議用資料作成における業務量の目安は下表のとおりとする。

項目	単位	技師B換算	摘要
協議用資料作成	式	〇人・日	

注1. 仕様書に定めのない定形外業務についてはプロポーザル方式を基本とするが、軽微な業務等で参考業務歩掛りを採用している場合には、業務量の目安を記載する。

## 2-7 設計打合せ

設計打合せは下記とおりに行うものとする。

- (1) 業務着手時及び業務完了時には管理技術者が立ち会うこと。
- (2) 打合せ場所は、中日本高速道路株式会社〇〇事務所で行うものとする。ただし、打合せ場所の変更を監督員が指示した場合は、受注者は、これに従わなければならない。(注1)
- (3) 打合せの回数は、原則として〇〇回とする。
- (4) 打合せ回数の増減に伴う費用は、別途監督員と協議することとする。

注1. 〇〇事務所又は〇〇支社等具体的な打合せ場所を記載する。

## 2-8 条件及び設計図書の変更

受注者は、契約書第18条及び19条に関連する事項が発生した場合、調査等打合簿(様式第1-

4号)に内容を記載し、監督員の確認を求めなければならない。条件及び設計図書の変更措置は、共通仕様書1-25調査等の変更による。

## 第2章 業務細部に関する事項 【トンネル一般図作成の場合】

### 2-1 業務の内容

本業務は、〇〇設計の成果品に基づくトンネル一般図作成である。設計にあたっては、共通仕様書 5-8-2 トンネル一般図作成を適用する。

注1. 区間割等により複数の前設計成果品を使用する場合は複数の成果品を記載する。

注2. \_\_\_\_\_には、本業務に必要な共通仕様書の設計種別を記載する。

### 2-2 適用すべき諸基準

共通仕様書 5-2-1 適用すべき諸基準に下記を追記する。

名 称	発行所	発行年月日	備 考

注1. 本業務の履行に必要な諸基準（地方自治体の条例・規定（非売品）、支社又は事務所の統一事項等）を記載する。

### 2-3 資料の貸与

共通仕様書 5-2-3 「資料の貸与」に基づく貸与資料は、下記の調査等業務による成果品等である。ただし、履行期間中の調査等業務について、その成果品等の貸与予定時期は次のとおりとする。

調査等業務名	貸与予定時期 (注1)	備 考
〇〇地区路線測量	契約締結後貸与	
〇〇地区道路予備設計	契約締結後貸与	
〇〇地区詳細測量	平成〇年〇月	

注1. 履行期間中の調査等業務については、貸与可能予定時期を記載する。

### 2-4 トンネル一般図作成

#### 2-4-1 設計条件

設計条件は、下記のとおりとする。 (注1)

- (1) 道路規格：第〇種第〇級 A or B
- (2) 設計速度：V = 〇〇 km/h
- (3) 車線数：完成〇車線、暫定〇車線 (注2)
- (4) 有効幅員 〇〇m × 〇 (注3)
- (5) 計画交通量：〇〇〇台/日

注1. 本業務に必要な設計条件を具体的に明記する。

注2. 暫定施工の場合は、完成車線数と暫定車線数を記載する。

注3. 標準横断図を添付する。

## 2-5 設計計画

設計計画は共通仕様書5-8-2(2)による他、下記によるものとする。

### (1) 概略施工計画

トンネルずりの処理場、トンネル掘進方向、仮設備の位置、進入路、概略工事工程表等詳細設計にあたっての基本的な考え方や工事発注に関する基本事項について取りまとめるものとする。

### (2) 換気方式の概略検討

一般図作成時における換気方式の概略検討は、換気設備に伴う必要なトンネル内空断面の検討資料とするもので、①自然換気方式、②ジェットファン縦流換気方式、③集じん機及び立坑が必要となる換気方式のどれに当たるかを検討するものである。

## 2-6 坑門工設計

### 2-6-1 型式検討

型式検討は用地幅杭の検討を含むために、上下線トンネル2本の両坑口の坑門工とし、合計4箇所での検討を行う。

注1. 坑門予定地が地すべり地帯や構造物が接近している場合等、複雑な外的条件である場合には現地状況や設計条件等を記載する。

注2. II期線トンネル設計の場合はトンネル1本で2箇所を対象とする。

### 2-6-2 一般図作成

一般図作成は、トンネル1坑口1箇所とし、合計4箇所の一般図を作成するものとする。

## 2-7 透視図作成

透視図作成は、共通仕様書5-5-7透視図・鳥かん図作成を適用し作成するものとする。

構造物名	サイズ	着色回数	素回数	備考

## 2-8 フォトモンタージュ作成

フォトモンタージュ作成は、〇〇トンネル坑口周辺の景観と構造物の調和等について検討するもので、鳥瞰図的な視点から背景の写真を撮影し、完成イメージの合成写真を作成するものである。〇枚の素図を作成し、その中から〇案についてフォトモンタージュを作成するものである。この費用には現地踏査における現地撮影を含むものとする。なお、現地撮影が困難で適当な写真が得られず、監督員の指示で空中写真に変更する場合は、別途協議するものとする。

図面のサイズと提出する成果品

対象箇所	種別	サイズ	単位	数量	備考
〇〇トンネル	素図	〇〇	枚	〇	
〇〇坑口	フォトモンタージュ作成(地上写真)	〇〇	枚	〇	
	フォトモンタージュ作成(空中写真)	〇〇	枚	〇	

視点の位置及び縮尺等細部については、監督員の指示によるものとする。

## 2-9 協議用資料作成

協議用資料作成は、次のとおりとする。

項目	関係機関	内容
協議用資料作成	国交省〇〇地方整備局	河川協議に必要となる図面及び資料の作成
	〇〇県〇〇事務所	交差点協議に必要となる図面及び資料の作成

### 2-9-1 業務量の目安

協議用資料作成における業務量の目安は下表のとおりとする。

項目	単位	技師B換算	摘要
協議用資料作成	式	〇人・日	

注1. 仕様書に定めのない定形外業務についてはプロポーザル方式を基本とするが、軽微な業務等で参考業務歩掛りを採用している場合には、業務量の目安を記載する。

## 2-10 設計打合せ

設計打合せは下記とおりに行うものとする。

- (1) 業務着手時及び業務完了時には管理技術者が立ち会うこと。
- (2) 打合せ場所は、中日本高速道路株式会社〇〇事務所で行うものとする。ただし、打合せ場所の変更を監督員が指示した場合は、受注者は、これに従わなければならない。(注1)
- (3) 打合せの回数は、原則として〇〇回とする。
- (4) 打合せ回数の増減に伴う費用は、別途監督員と協議することとする。

注1. 〇〇事務所又は〇〇支社等具体的な打合せ場所を記載する。

## 2-11 条件及び設計図書の変更

受注者は、契約書第18条及び19条に関連する事項が発生した場合、調査等打合簿(様式第1-4号)に内容を記載し、監督員の確認を求めなければならない。条件及び設計図書の変更措置は、共通仕様書1-25調査等の変更による。



## 第2章 業務細部に関する事項 【附帯工設計の場合】

### 2-1 業務の概要

本業務は、〇〇設計の成果品及び設計協議等の資料に基づく附帯工設計である。設計にあたっては、共通仕様書5-5附帯工設計を適用する。

注1. 〇〇設計には、前段設計の概略設計、協議用図面作成A又は協議用図面作成B、幅杭設計等の設計名を記載する。

注2. \_\_\_\_\_には、本業務に必要な共通仕様書の設計種別を記載する。

### 2-2 適用すべき諸基準

共通仕様書5-2-1適用すべき諸基準に下記を追加する。

名称	発行所	発行年月日	備考

注1. 本業務の履行に必要な諸基準（地方自治体の条例・規定（非売品）、支社又は事務所の統一事項等）を記載する。

### 2-3 資料の貸与

共通仕様書5-2-3「資料の貸与」に基づく貸与資料は、下記の調査等業務による成果品等である。

調査等業務名	貸与予定時期（注1）	備考
〇〇地区路線測量	契約締結後貸与	
〇〇地区概略設計	契約締結後貸与	
〇〇地区協議用図面作成	平成〇年〇月	
〇〇地区詳細測量	平成〇年〇月	
〇〇地区幅杭測量	平成〇年〇月	

注1. 履行期間中の調査等業務については、貸与可能予定時期を記載する。

### 2-4 付帯工設計

#### 2-4-1 設計条件

設計条件は、次のとおりとする。（注1）

##### (1) 本線

- 1) 道路規格：第〇種第〇級
- 2) 設計速度：V=〇〇km/h
- 3) 車線数：完成〇車線、暫定〇車線

##### (2) 連絡施設（休憩施設）

- 1) ランプ規格：△△

##### (3) 附帯工

注1. 当該設計に関連する設計条件を記載する。

## 2-5 溝渠工

(1) 溝渠工の設計種別等は、次のとおりとする。

設計種別	設計区分	単位	数量	内空断面(m)	斜角	断面形状	位置	備考
ボックスカルバート	△	基		〇〇×〇〇		一連一層	STA〇〇	
アーチカルバート	△	基		〇〇×〇〇			STA〇〇	
プレキャストアーチカルバート	—	基		〇〇×〇〇			STA〇〇	
パイプカルバート	—	基		〇〇×〇〇				

注1. ボックスカルバート等の設計区分△には下記の設計区分より記載する。

注2. 断面形状は、一連一層等を記載する。

注3. 本業務の履行に必要な設計種別を記載する。

(2) 設計区分

設計区分	内容
A	標準図集が使用できない
B	標準図集が準用できる
C	標準図集が使用できる
D	プレキャスト製品を使用するもの

## 2-6 擁壁工設計

擁壁工の設計は、次のとおりとする。

形式	単位	数量	位置	備考
重力式擁壁	断面		STA〇〇付近	
扶壁式擁壁	断面		STA〇〇付近	
逆T式擁壁	断面		STA〇〇付近	
もたれ式擁壁	断面		STA〇〇付近	

## 2-7 付替・取付道水路設計

付替・取付道水路設計の対象と設計区分は、次のとおりとする。

位置	単位	数量	幅員(m)	備考(設計区分)
STA〇〇付近	箇所			付替・取付道路(簡単なもの)
STA〇〇付近	箇所			付替・取付道路(延長50mまで)
STA〇〇付近	箇所			付替・取付道路(延長50m~100m)
STA〇〇付近	箇所			付替・取付道路(延長100m~200m)
STA〇〇付近	Km			付替・取付道路(延長200m以上)
STA〇〇付近	箇所			付替・取付水路(簡単なもの)
STA〇〇付近	箇所			付替・取付水路(延長50mまで)
STA〇〇付近	箇所			付替・取付水路(延長50m~100m)
STA〇〇付近	箇所			付替・取付水路(延長100m~200m)
STA〇〇付近	Km			付替・取付道路(延長200m以上)
STA〇〇付近	Km			付替・取付道水路(併設・延長200m以上)別添図

注1. 本業務の履行に必要な場合の設計区分を記載する。

注2. 履行区間を記載した1/2,000平面図を添付し、その図面名称を備考欄に記載する。

## 2-8 詳細図作成

詳細図作成の対象は、次のとおりとする。

詳細図作成の設計区分は、次のとおりとする。

設計区分	単位	数量	主な詳細図の内容	備考
用排水工詳細図作成	枚		有鉄構造物の用排水工	
のり面保護工詳細図作成	枚		コンクリートブロック積工	

## 2-9 工事用道路設計

工事用道路設計の設計対象と設計区分は、次のとおりとする。

名称	単位	数量	設計区分	内容	備考
〇〇工事用道路	km		工事用道路設計A	改良	別添図〇〇
〇〇工事用道路	km		工事用道路設計B	拡幅	別添図〇〇
〇〇工事用道路	km		工事用道路設計C	新設	別添図〇〇

注1. 本業務の履行に必要な場合の設計区分（A，B，C）を記載する。

注2. 本業務の設計内容（改良、拡幅、新設）を記載する。

注3. 履行区間を記載した1/2,000平面図を添付し、その図面名称を備考欄に記載する。

## 2-10 土取場・土捨場設計

土取場・土捨場設計の設計区分、設計延長及び面積は、次のとおりとする。

設計区分	設計延長	備考
設計計画	○. ○万㎡	
平面設計	○. ○km	
縦断設計	○. ○km	
横断設計	○. ○km	
数量計算	○. ○km	

注1. 本業務の履行に必要な設計区分を記載する。

## 2-11 透視図・鳥かん図作成

透視図作成は、共通仕様書5-5-7透視図・鳥かん図作成を適用し作成するものとする。

構造物名	サイズ	着色図数	素図数	備考

## 2-12 座標計算

座標計算は、共通仕様書5-5-8の規定に従って計算し報告書を作成する。

### 2-13 設計打合せ

設計打合せは下記とおり行うものとする。

- (1) 業務着手時及び業務完了時には管理技術者が立ち会うこと。
- (2) 打合せ場所は、中日本高速道路株式会社〇〇事務所で行うものとする。ただし、打合せ場所の変更を監督員が指示した場合は、受注者は、これに従わなければならない。(注1)
- (3) 打合せの回数は、原則として〇〇回とする。
- (4) 打合せ回数の増減に伴う費用は、別途監督員と協議することとする。

注1. 〇〇事務所又は〇〇支社等具体的な打合せ場所を記載する。

### 2-14 条件及び設計図書の変更

受注者は、契約書第18条及び19条に関連する事項が発生した場合、調査等打合簿(様式第1-4号)に内容を記載し、監督員の確認を求めなければならない。条件及び設計図書の変更措置は、共通仕様書1-25調査等の変更による。